

第4節 監査結果及び意見

第1項 工事

1 老朽管更新事業（第6-1期）に伴う田沢手代森地内ほか300mm配水管布設替工事

工事請負契約名	老朽管更新事業（第6-1期）に伴う田沢手代森地内ほか300mm配水管布設替工事
担当部局	建設課
契約方法	制限付き一般競争入札
契約金額（税抜）	115,000,000円
単年度 or 複数年度	複数年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和3年2月26日から令和3年10月25日まで
契約先	株式会社東洋住宅設備
契約年月日	令和3年2月26日
工事完成日	令和4年3月14日

（1）工事請負契約の概要

福島市水道局で実施している老朽管更新事業の第6-1期事業計画に基づく老朽管更新工事である。内容は、令和3年2月26日から令和3年10月25日までの工期で福島市田沢字手代森地内及び福島市蓬萊町地内に布設されている配水管を更新する工事である。制限付一般競争入札により決定した株式会社東洋住宅設備と工事請負契約を締結している。

（2）監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理が妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。</p>	<p>令和3年1月25日付の施工伺（工事）を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の発議書が令和3年1月25日、入札参加業者決定に係る発議書が令和3年1月28日、入札日が令和3年2月22日、契約日が令和3年2月26日、工期が令和3年2月26日から令和3年10月25日（予定）までとなっている。</p> <p>また、工事内容は水道局の老朽管更新事業に基づく水道事業維持のために必要不可欠の工事であり、不要不急のものではなく、当該工事については不相当と認められる工事の施工はないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>工事業者の選定に当たっては、福島市内の本店の有無、同種工事の施工実績、配置予定技術者の資格及び工事経歴並びに資格等級区分等の制限付き一般競争入札となっている。</p> <p>9者が参加申請し1回目は9者が入札したがいずれも予定価格を上回ったため2回目の入札となり、4者が辞退したため5者の応札で受注者が決定している。</p> <p>入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書は令和3年2月26日付で締結され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れら</p>	<p>工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額126,500,000円（税込）も入札の結果決定し</p>

実施した手続	実施結果
<p>れているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<p>た金額となっており、東日本建設保証株式会社による保証が付けられており、保証証書を受け入れている。</p> <p>工事変更契約は、工事の進行により埋設物の関係等で工期の延長が必要となったため 2 回延長（1 回目：令和 4 年 2 月 7 日、2 回目：令和 4 年 3 月 14 日）しており、令和 3 年 10 月 12 日及び令和 4 年 2 月 1 日に工事請負変更契約書を取り交わしている。</p> <p>配水管工事については、試掘してはじめて埋設物の存在が分かるケースもあるため、2 回の工期延長はやむを得ない対応と判断する。</p>
<p>当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。工事は令和 4 年 3 月 14 日で完成している。これは 2 回目の工事請負変更契約書の工期と一致しており、その後の検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。</p>
<p>当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。</p>	<p>工事完成届及び工事打合せ簿等を閲覧し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。</p>

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

2 老朽管更新事業（第 6-1 期）に伴う泉道下地内（第 3 工区）300 mm配水幹線布設替工事

工事請負契約名	老朽管更新事業（第 6-1 期）に伴う泉道下地内（第 3 工区）300 mm配水管布設替工事
担当部局	建設課
契約方法	制限付一般競争入札
契約金額（税抜）	113,000,000 円
契約先	株式会社 中川工業所
契約年月日	令和 3 年 2 月 12 日
工事完成日	令和 4 年 2 月 9 日

(1) 工事概要

福島市水道局で実施している令和2年度事業計画（老朽）に基づき、配水管の布設替工事を実施している。工事場所は福島市泉字道下から森合字中谷地地内の区間である。

工事期間は当初令和3年2月12日から令和3年10月12日（240日）を見込んでいたが、入札後に現地測量及び調査掘に基づき既設管接続位置の見直し、ガス本管等との離隔を確保しつつ数多い支障物を避けるため、左右へ法線を変えながら布設せざるを得ないため、軽微な見直しを行った。その後、産業廃棄物管理票の提出を受け、舗装切断工による汚水運搬費及び産業廃棄物処分料（汚泥）について変更及び現地調査及び調査掘に基づき管割検討を行った結果、布設延長、使用資材、埋設深度、土留工等の変更を行い、工期が令和4年2月9日となった。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結について契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・ 契約の締結について契約条項は必要十分であるか。
- ・ 契約の締結について契約変更等が妥当であるか。
- ・ 契約の締結について契約保証金は適正に受け入れているか。
- ・ 契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか。
- ・ 契約の履行について取得財産の検収は適正に行われているか。
- ・ 契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるか。
- ・ 契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した	福島市水道局の当該契約に係る公告（令和3年1月18日）を閲覧し、法令や条例等に従い、契約及び相手方の選定が適切になされていることを確認した。
監査対象年度（令和3年度）の当該契約に関する書類を確認し、入札手続が適正に行われ	福島市水道局と入札業者との契約に関する書類を閲覧し、制限付一般競争入札を採用

実施した手続	実施結果
ているかを確認した。	し、適切に入札手続が実施されていることを確認した。
監査対象年度（令和3年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約書が確実に、かつ、適時に作成されていること及び契約条項は必要十分であることを確認した。	工事請負契約書を閲覧し、契約日が令和3年2月12日に適切に締結されていることを確認した。
監査対象年度（令和3年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約変更等が妥当であることを確認した。	工事打合せ簿及び工事内容変更伺を閲覧し、現地調査及び調査掘に基づき管割検討を行った結果、布設延長、使用資材、埋設深度、土留工等の変更である旨を確認し、契約変更は妥当であると確認した。
契約の締結について契約保証金は適正に受け入れているか。また契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるか。	保証会社より契約の10%の保証金額を受け入れていることを確認した。また前払金は限度額である契約金額×5/10を支出した旨を前払金支出伺より確認した。
契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか。	工事変更契約書で令和4年2月9日と締結した期限通り、工事完成届を提出し履行期限が適切に順守されたことを確認した。
契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられているか。	工事完成届及び工事打合せ簿等を閲覧し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

（4）監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

3 老朽管更新事業（第7-1期）に伴う笹木野蜂久保地内ほか200mm配水管布設替工事

工事請負契約名	老朽管更新事業（第7-1期）に伴う笹木野蜂久保地内ほか200mm配水管布設替工事
担当部局	建設課
契約方法	指名競争入札
契約金額（税抜）	138,000,000円
単年度 or 複数年度	単年度契約
基準年度末現在における同一契約先との	当初：令和3年7月16日から令和4年2月21日まで 変更後：令和3年7月16日から令和4年4月15日まで

契約年数	
契約先	東鉄工業株式会社福島営業所
契約年月日	令和3年7月16日
工事完成日	令和4年4月15日

(1) 工事請負契約の概要

福島市水道局で実施している老朽管更新事業の第7-1期事業計画に基づく老朽管更新工事である。内容は、令和3年7月16日から令和4年2月21日まで（変更契約後、令和3年7月16日から令和4年4月15日まで）の工期で福島市笹木野字蜂久保地内踏切及び福島市町庭坂字小丸山地内踏切に布設されている配水管を更新する工事である。指名競争入札により決定した東鉄工業株式会社福島営業所と工事請負契約を締結している。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・契約に係る財務事務について予算と実績の管理が妥当であるか。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急、その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。	令和3年6月25日付の施工伺（工事）を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の発議書が令和3年6月25日、入札参加業者決定に係る発議書が令和3年7月1日、入札日が令和3年7月13日、契約日が令和3年7月16日、工期が令和3年7月16日から令和4年2月21日（予定）までとなっている。 また、工事内容は水道局の老朽管更新事業に基づく水道事業維持のために必要不可欠の

実施した手続	実施結果
	<p>工事であり、不要不急のものではなく、当該工事については不相当と認められる工事の施工はないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>工事業者の選定に当たっては、踏切下に配水管を布設するという工事の特殊性から指名競争入札となっている。2者指名し1者が辞退したため、結果として1者による入札となり、1回目の入札で予定価格を下回り落札となっている。</p> <p>入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書は令和3年7月16日付で締結され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額151,800,000円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、東日本建設保証株式会社による保証が付けられており、保証証書を受け入れている。</p> <p>工事変更契約は、当初想定していた地質と現況地質の違いによる推進工法の変更、バス会社の大型バスの通行に支障が出たことで迂回路を設置する必要が出たこと等で工期の延長が必要となったため1回延長（令和4年4月15日）しており、令和4年2月4日に工事請負変更契約書を取り交わしている。</p> <p>配水管工事については、試掘してはじめて埋設物の存在が分かるケースもあるため、工期延長はやむを得ない対応と判断する。</p>

実施した手続	実施結果
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。工事は令和4年4月15日で完成している。これは工事請負変更契約書の工期と一致しており、その後の竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	工事完成届及び工事打合せ簿等を閲覧し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

4 老朽管更新事業（第7-1期）に伴う摺上川水管橋架替工事

工事請負契約名	老朽管更新事業（第7-1期）に伴う摺上川水管橋架替工事
担当部局	建設課
契約方法	制限付き一般競争入札
契約金額（税抜）	348,210,000円
単年度 or 複数年度	複数年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和3年7月21日から令和5年9月28日まで
契約先	株式会社多久製作所 東北グループ
契約年月日	令和3年7月21日
工事完成日（予定）	令和5年9月28日

(1) 工事請負契約の概要

福島市水道局で実施している老朽管更新事業の第7-1期事業計画に基づく老朽管更新工事である。内容は、令和3年7月21日から令和5年9月28日までの工期で福島市飯坂町字十綱下から飯坂町湯野字三番坂下地内の摺上川に架かっている水管橋を架け替える工事である。制限付一般競争入札により決定した株式会社多久製作所東北グループと工事請負契約を締結している。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理が妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。	令和3年5月31日付の施工伺（工事）を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の発議書が令和3年6月17日、入札参加業者決定に係る発議書が令和3年7月8日、入札日が令和3年7月20日、契約日が令和3年7月21日、工期が令和3年7月21日から令和5年9月28日（予定）までとなっている。 また、工事内容は水道局の老朽管更新事業に基づく水道事業維持のために必要不可欠の工事であり、不要不急のものではなく、当該工事については不相当と認められる工事の施工はないと判断する。
当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。	工事業者の選定に当たっては、同種工事の施工実績、配置予定技術者の資格及び工事経歴並びに資格等級区分等の制限付き一般競争入札となっており、当初5者が参加申請していた。しかしながら、うち4者が技術者の配置が困難等の理由で入札を辞退し1者により入札が行われている。 水管橋架替という工事の性格上、対応できる業者は限定されると考えられ、その点で制限

実施した手続	実施結果
	<p>付き一般競争入札は妥当なものと思料する。また、入札辞退が発生しているが、それぞれの事業者の都合によるものであり異常性は無いと判断する。</p> <p>入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書は令和3年7月21日付で締結され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額383,031,000円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、東京海上日動火災保険株式会社による履行保証保険契約が付けられており、保険証券を受け入れている。</p> <p>工事変更契約は、設計書照査による仮栈橋設置工の工事内容変更に伴う軽微な設計変更協議書を令和3年12月20日付で取り交わしている。最終的な工事変更契約書は工事の変更内容が出そろった段階で締結することとしており、適切な対応と判断する。</p>
<p>当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。令和4年3月現在、工事は未完成であるが、同月までの出来高を事業者が水道局に報告し、水道局の検査員が検査することで出来高の履行状況を確認している。</p>
<p>当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。</p>	<p>令和4年3月までの出来高について、令和4年3月24日に水道局営業企画課で検査を行い、同日付で工事既済部分検査報告書を福島</p>

実施した手続	実施結果
	市水道事業管理者宛に提出している。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

5 老朽管更新事業（第13期）に伴う立子山田屋地内ほか舗装復旧工事

工事請負契約名	老朽管更新事業（第13期）に伴う立子山田屋地内ほか舗装復旧工事
担当部局	建設課
契約方法	制限付き一般競争入札
契約金額（税抜）	61,800,000円
単年度 or 複数年度	複数年度
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和3年2月19日から令和3年7月28日まで
契約先	株式会社丸立渡辺組
契約年月日	令和3年2月19日
工事完成日	令和3年7月28日

(1) 工事請負契約の概要

福島市水道局で実施している第13期老朽管更新事業の老朽管更新工事により管路工事が完了した道路舗装復旧工事である。内容は、令和3年2月19日から令和3年7月28日までの工期で福島市立子山田屋地内ほか3箇所の道路舗装の復旧工事である。制限付き一般競争入札により決定した株式会社丸立渡辺組と工事請負契約を締結している。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理が妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。

- ・監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。</p>	<p>令和3年1月14日付の施工伺（工事）を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の発議書が令和3年1月21日、入札参加業者決定に係る発議書が令和3年2月4日、入札日が令和3年2月16日、契約日が令和3年2月19日、工期が令和3年2月19日から令和3年7月28日までとなっている。</p> <p>また、工事内容は水道局の老朽管更新事業により傷んだ道路の原状回復のために必要不可欠の工事であり、不要不急のものではなく、当該工事については不相当と認められる工事の施工はないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>工事業者の選定に当たっては、福島市内に本店を有する業者について、舗装工事の工事登録の有無、舗装工事について特定又は一般建設業の許可の有無、建設業法第26条に定める技術者等の配置可否、並びに資格等級区分等の制限付き一般競争入札となっており、7者が参加申請し7者により入札が行われている。</p> <p>入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書は令和3年2月19日付で締結され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必</p>	<p>工事請負契約書の記載内容については、契約</p>

実施した手続	実施結果
要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。	条項は過不足なく作成されており、契約金額67,980,000円(税込)も入札の結果決定した金額となっている。また、東日本建設業保証株式会社による保証契約が締結されており、保証証書を受け入れている。 工事変更契約は、起工測量を実施した結果、舗装復旧面積が増加となったが、受注金額内での対応とすることとしたものについて、軽微な設計変更協議書を令和3年5月13日付で取り交わしている。最終的な工事変更契約書は工事の変更内容が出そろった段階で締結することとしており、令和3年7月19日付で工事請負変更契約書を締結しており、適切な対応と判断する。
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。工事は令和3年7月28日で完成している。これは当初の工事請負契約書の工期と一致しており、その後の検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	工事完成届及び工事打合せ簿等を閲覧し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

6 老朽管更新事業（第4期）に伴う北部第2幹線（第3工区）400mm配水幹線布設替工事

工事請負契約名	老朽管更新事業(第4期)に伴う北部第2幹線(第3工区)400mm配水幹線布設替工事
担当部局	建設課
契約方法	制限付一般競争入札
契約金額(税抜)	153,000,000円
契約先	多田建設株式会社

契約年月日	令和2年8月21日
工事完成日	令和3年5月31日

(1) 工事概要

福島市水道局で実施している老朽管更新事業計画（第4期）に基づき、基幹管路である北部第4幹線（DIPΦ500mm）の更新に伴い、北部第2幹線（福島市鎌田字陳光～下釜地内）を更新し、代替ルートである当該区間にDIPΦ400mmを布設する工事である。当初の工期は令和2年8月21日から令和3年2月16日（180日）であった。その後、現地調査及び調査掘工の結果、配水管布設計画位置・立坑築造計画位置に支障物が存在したため、施工位置の再検討と各管理者との協議に時間を要し、令和3年3月31日に工期延長とした。本工事は交付金事業のため国の承認と福島県の繰越明許費補正の議決が必要になることから、工事をいったん年度末までに変更し福島県の事業変更承認（繰越承認）後に、令和3年5月31日に工期を延長した。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・契約の方式決定及び相手方の選定について契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・契約の締結について契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・契約の締結について契約条項は必要十分であるか。
- ・契約の締結について契約変更等が妥当であるか。
- ・契約の締結について契約保証金は適正に受け入れているか。
- ・契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか。
- ・契約の履行について取得財産の検収は適正に行われているか。
- ・契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるか。
- ・契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した	福島市水道局の当該契約に係る公告（令和2年7月14日）を閲覧し、法令や条例等に従い、契約及び相手方の選定が適切になされていることを確認した。

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の当該契約に関する書類を確認し、入札手続が適正に行われているかを確認した。	福島市水道局の公告を閲覧し、制限付一般競争入札を採用し、適切に入札手続が実施されていることを確認した。
監査対象年度（令和3年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約書が確実に、かつ、適時に締結されていること及び契約条項は必要十分であることを確認した。	工事請負契約書を閲覧し、契約日が令和2年8月21日に適切に締結されていることを確認した。
監査対象年度（令和3年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約変更等が妥当であることを確認した。	工事打合せ簿及び工事内容変更伺を閲覧し、調査の結果、支障物が存在したことによる契約見直しである理由を確認し、契約変更は妥当であると確認した。
契約の締結について契約保証金は適正に受け入れているか。また契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるか。	保証会社より契約の10%の保証金額を受け入れていることを確認した。また前払金は限度額である契約金額×5/10を支出した旨を前払金支出伺より確認した。
契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか。	工事変更契約書で令和3年5月31日と締結した期限通り、工事完成届を提出し履行期限が適切に順守されたことを確認した。
契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられているか。	工事完成届及び工事打合せ簿等を閲覧し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

（4）監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

7 国県市道舗装復旧工事

工事請負契約名	令和3年度 国県市道舗装復旧工事（単価契約）
担当部局	配水課 配水係
契約方法	指名競争入札
当初契約単価（税抜）	930,000円
変更後契約単価（税抜）	937,100円
変更理由	受注者から、福島市水道局工事請負契約約款第53条の規定により請負金額の変更について協議の請求を受けたため。
工事請負金額（税抜）	88,651,300円

契約先	東信建設株式会社
契約年月日	令和3年3月26日
契約変更日	令和3年4月20日
納品日	令和4年3月31日

(1) 工事概要

福島市水道局で実施している維持管理上発生する公道分の漏水修繕工事等に伴う舗装復旧工事を行うため、道路種別ごとに1.0㎡当りの単価契約を行い施工するものである。令和3年2月4日に入札執行及び契約締結依頼書を作成したが、令和3年3月1日の福島市事務連絡で「令和3年3月から適用される設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」が通知され、令和3年3月1日以降に契約を行う設計等業務委託のうち、令和3年2月以前の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算している業務については、福島市水道局業務委託契約条項の規定に基づき、業務委託料の変更の協議を請求することができることとなった。発注者（担当部署）である配水課配水係は受注者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した後、受注者より福島市水道局工事請負契約約款第53条の規定により請負代金額の変更について協議の請求を受けて変更契約と至っている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について月次の進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結について契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・ 契約の締結について契約金額は適正であるか。
- ・ 契約の締結について契約変更等が妥当であるか。
- ・ 契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか。
- ・ 監督・検査について検査・検収立会が的確になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の国県市道舗装	業者選定事務処理要綱を閲覧し、要綱に従っ

実施した手続	実施結果
<p>復旧工事（単価契約）契約に関する書類を閲覧し、契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか適切になされているかを確認した。</p>	<p>て相手方の選定や契約方法が適切になされていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の国県市道舗装復旧工事（単価契約）契約に関する書類を閲覧し、競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているかを確認した。</p>	<p>業者選定事務処理要綱を閲覧し、要綱に従って指名審査委員会が競争入札の参加者の資格審査等が適切になされていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の国県市道舗装復旧工事（単価契約）契約に関する書類を閲覧し、契約の締結について契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかを確認した。</p>	<p>工事請負契約書及び着工届を閲覧し、着工日が令和3年4月1日に対して、契約締結日が令和3年3月26日に交わされており、契約書が適切に締結されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の国県市道舗装復旧工事（単価契約）契約に関する書類を閲覧し、契約の締結について契約金額は適正であるかを確認した。</p>	<p>(1) 契約書、予算執行伺い、予定価格調書、設計書を閲覧し、契約金額の適正であることを確かめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計書、内訳設計書、代価表、工事説明書等を閲覧し、予定価格の積算手続及びその内容の適正性について確かめた。 ・工事請負契約書及び工事請負変更契約書を閲覧し契約金額に対応して収入印紙が貼付され割印がなされていることを確かめた。
<p>監査対象年度（令和3年度）の国県市道舗装復旧工事（単価契約）契約に関する書類を閲覧し、契約の締結について契約変更等が妥当であるかを確認した。</p>	<p>工事打合せ簿や事務連絡の通知を閲覧し、契約の変更が妥当であることを確認した（契約変更の詳細は工事概要参照）。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の国県市道舗装復旧工事（単価契約）契約に関する書類を閲覧し、契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているかを確認した。</p>	<p>工事請負契約書と月次の工事竣工検査報告書を確認し、契約の履行について工事完成の時期や履行期限が守られていることを確認した。</p>

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

第2項 物品購入

1 小型貨物自動車購入

物品名称	小型貨物自動車（建設課用）
購入先	福島トヨタ自動車株式会社福島店
購入金額（税抜）	1,820,000 円
担当部局	建設課
契約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品 の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売 払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しない ものをするとき
契約年月日	令和 3 年 4 月 23 日
納品日	令和 3 年 7 月 16 日

(1) 購入部品の概要

建設課において、令和 3 年度に公用車として小型貨物自動車を購入した。契約方法は特命随意契約であり、福島トヨタ自動車株式会社福島店と小型貨物自動車購入の契約締結を行い、小型貨物自動車を購入した。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結について物品取得の手続等が適切であるか。
- ・ 契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるか。
- ・ 監督・検査について検査・検収立会が的確になされているか。
- ・ 固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 3 年度）の小型貨物自動	「予定負担行為伺書」（物品）を閲覧し、参

実施した手続	実施結果
<p>車（建設課用）購入に関する書類を閲覧し、契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているかを確認した。</p>	<p>考見積により物品購入予算が策定され、予算額、予算残額が報告管理されていること、仕様書と見積書が照合されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の小型貨物自動車（建設課用）購入に関する書類を閲覧し、契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか適切になされているかを確認した。</p>	<p>商用バンかつ環境配慮（ハイブリット車）という仕様内容を満たす登録業者が限定的であり競争入札に適しないとの判断で地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による随意契約により業者を選定していること、予定価格内での落札となっていることを確認した。</p> <p>➤ 執行伺の記載不備（監査の結果①指摘）</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の小型貨物自動車（建設課用）購入に関する書類を閲覧し、契約の締結について物品取得の手続等が適切であるかを確認した。</p>	<p>契約金額には旧車両の引取り・廃車・処分費用やリサイクル預託金が含まれているが、契約金額をもって車両の取得価額として計上しており、取得価額が適切ではない。</p> <p>➤ 車両の取得価額（監査の結果②指摘）</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の小型貨物自動車（建設課用）購入に関する書類を閲覧し、契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるかを確認した。</p>	<p>仕様書、契約書、納品書、固定資産検査報告書の内容は整合しており、契約書の納入期限令和3年9月30日に対して、納品書及び固定資産検査報告書の日付は令和3年7月16日となっており、期限内に納入されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の小型貨物自動車（建設課用）購入に関する書類を閲覧し、監督・検査について検査・検収立会が的確になされているかを確認した。</p>	<p>固定資産検査報告書を閲覧し、購入した物品が、仕様書、契約書の規格、数量等に合致しているか検査していることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の小型貨物自動車（建設課用）購入に関する書類を閲覧し、固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているかを確認した。</p>	<p>固定資産台帳を入手し、新車両の台帳登録及び旧車両の除却処理が行われていることを確認した。</p> <p>➤ 車両の取得価額（監査の結果②指摘）</p>

(4) 監査の結果

①執行内容の承認について【指摘】

「予定負担行為伺書（物品）」において「随意契約理由書」を添付し、契約方法を含む執行内容について執行伺いをしてきたが、「予定負担行為伺書（物品）」における契約方法の欄が「随意契約」ではなく、「指名競争入札」となっていた。契約方法欄の記載が誤っていた理由について担当課に確認したところ、記載の誤りとの回答であった。

起案者から最終決裁者まで相当数の職員が確認している証跡があったものの、契約方法の記載誤りが見落されており、随意契約という例外的な契約方法であるにも関わらず、記載誤りのまま決裁承認行為がなされ、随意契約が進められた状況については表面的、形式的な事象とはいえ契約行為における意識の欠如という側面も否めない。重要な記載内容の誤りがないように決裁文書の確認体制を今一度見直しする必要がある。

②車両の取得価額について【指摘】

監査対象年度（令和3年度）の小型貨物自動車（建設課用）購入の資料を確認したところ、契約金額をもって新車両の取得価額としていた。契約金額には旧車両の引取り・廃車・処分費用も含まれ、また車両購入における車両本体価格や附随費用（検査登録・車庫証明法等の法定費用、検査登録・車庫証明代行費用や資金管理料金等の手数料等）やリサイクル預託金も含まれているはずであるが、契約書、仕様書からも詳細な情報はなく、旧車両の引取り・廃車・処分費用については、担当課においても契約金額にどの程度含まれているのかについて把握できていないとの回答であった。取得価額としていた契約金額のうち、旧車両の引取り・廃車・処分費用とリサイクル預託金は取得価額に含める処理は適切ではない。

旧車両の引取り・廃車・処分費用は、新車両の取得のために要する附随費用でなく、これを取得価額に含めるとすれば、取得価額が過大に計上されることになり適切ではない。さらに、万一下取り額がある場合には、反対に取得価額が過少に計上されることになる（なお、今後は廃車に関しては廃車専門の別業者への依頼とする予定であり、購入額に廃車費用が含まれる問題は生じないとの回答を得た）。

また、リサイクル預託金については、固定資産の取得価額に含める場合、減価償却を通じて耐用年数の期間に渡って費用処理されることになる。水道事業は地方公営企業法が適用されるが、地方公営企業法第20条「計理の方法」として以下のように定められており、地方公営企業法で求められる発生主義の観点からは望ましくない。

地方公営企業法第20条

（計理の方法）

第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

リサイクル預託金は、自動車リサイクル法という法律により新車を購入した際にあらかじめ支払う廃車費用であり、いわば自動車廃車時のリサイクル代の前払いである。支払いは購入時ではあるが、実際に廃棄費用となるのは廃棄という事実の発生する廃車時であり、発生主義の観点から購入時から廃車時までに費用処理されることは適切ではなく、購入時は車両から分離して長期前払費用等により資産として計上されるべきである。

以上、取得時における附随費用については、新車両の取得価額に含める会計処理も問題ないが、旧車両の引取り・廃車・処分費用及び新車両のリサイクル預託金の会計処理及び予算の区分管理については見直す必要がある。

2 軽貨物自動車 2 台（配水課、給水課車両）購入

物品名称	軽貨物自動車 2 台（配水課、給水課車両）
購入先	日産プリンス福島販売株式会社福島店
購入金額（税抜）	2,240,000 円
担当部局	配水課、給水課
契約方法	指名競争入札
契約年月日	令和 3 年 4 月 23 日
納品日	令和 3 年 8 月 24 日

（1）購入物品の概要

配水課及び給水課において、令和 3 年度に公用車としてそれぞれに軽貨物自動車を購入した。契約方法は指名競争入札であり、日産プリンス福島販売株式会社福島店が落札し、日産プリンス福島販売株式会社福島店と軽貨物自動車 2 台（配水課、給水課車両）購入の契約締結を行い、軽貨物自動車を購入した。

（2）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結について物品取得の手続等が適切であるか。

- ・ 契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるか。
- ・ 監督・検査について検査・検収立会が的確になされているか。
- ・ 固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度(令和3年度)の軽貨物自動車2台(配水課、給水課車両)購入に関する書類を閲覧し、契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているかを確認した。</p>	<p>「予定負担行為伺書」(物品)を閲覧し、参考見積により物品購入予算が策定され、予算額、予算残額が報告管理されていること、仕様書と見積書が照合されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の軽貨物自動車2台(配水課、給水課車両)購入に関する書類を閲覧し、契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか適切になされているかを確認した。</p>	<p>市内の登録業者8者を指名し、最低価格をもって申込みをした者と契約を締結していること、「予定負担行為伺書」(物品)、仕様書が適切に作成・承認されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の軽貨物自動車2台(配水課、給水課車両)購入に関する書類を閲覧し、契約の締結について物品取得の手続等が適切であるかを確認した。</p>	<p>契約金額には旧車両の引取り・廃車・処分費用やリサイクル預託金が含まれているが、契約金額をもって車両の取得価額として計上しており、取得価額が適切ではない。</p> <p>➤ 車両の取得価額(監査の結果①指摘)</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の軽貨物自動車2台(配水課、給水課車両)購入に関する書類を閲覧し、契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるかを確認した。</p>	<p>仕様書、契約書、納品書、固定資産検査報告書の内容は整合しており、契約書の納入期限令和3年8月30日に対して、納品書及び固定資産検査報告書の日付は令和3年8月24日となっており、期限内に納入されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の軽貨物自動車2台(配水課、給水課車両)購入に関する書類を閲覧し、監督・検査について検査・検収立会が的確になされているかを確認した。</p>	<p>固定資産検査報告書を閲覧し、購入した物品が、仕様書、契約書の規格、数量等に合致しているか検査していることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の軽貨物自動車2台(配水課、給水課車両)購入に関する書類を閲覧し、固定資産台帳が整備され、固定</p>	<p>固定資産台帳を入手し、新車両の台帳登録及び旧車両の除却処理が行われていることを確認した。</p>

実施した手続	実施結果
資産の管理が適切に行われているかを確認した。	➤ 車両の取得価額（監査の結果①指摘）

（４）監査の結果

①車両の取得価額について【指摘】

監査対象年度（令和３年度）の軽貨物自動車２台（配水課、給水課車両）購入の資料を確認したところ、契約金額をもって新車両の取得価額としていた。契約金額には旧車両の引取り・廃車・処分費用も含まれ、また車両購入における車両本体価格や附随費用（検査登録・車庫証明法等の法定費用、検査登録・車庫証明代行費用や資金管理料金等の手数料等）やリサイクル預託金も含まれているはずであるが、契約書、仕様書からも詳細な情報はなく、旧車両の引取り・廃車・処分費用については、担当課においても契約金額にどの程度含まれているのかについて把握できていないとの回答であった。取得価額としている契約金額のうち、旧車両の引取り・廃車・処分費用とリサイクル預託金は取得価額に含める処理は適切とはいえない。

旧車両の引取り・廃車・処分費用は、新車両の取得のために要する附随費用でなく、これを取得価額に含めるとすれば、取得価額が過大に計上されることになり適切ではない。さらに、万一取り額がある場合には、反対に取得価額が過少に計上されることになる（なお、今後は廃車に関しては廃車専門の別業者への依頼とする予定であり、購入額に廃車費用が含まれる問題は生じないとの回答を得た）。

また、リサイクル預託金については、固定資産の取得価額に含める場合、減価償却を通じて耐用年数の期間に渡って費用処理されることになる。水道事業は地方公営企業法が適用されるが、地方公営企業法第 20 条「計理の方法」として以下のように定められており、地方公営企業法で求められる発生主義の観点からは望ましくない。

<p>地方公営企業法第 20 条 （計理の方法）</p> <p>第 20 条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。</p> <p>2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。</p>

リサイクル預託金は、自動車リサイクル法という法律により新車を購入した際にあらかじめ支払う廃車費用であり、いわば自動車廃車時のリサイクル代の前払いである。支払いは購入時ではあるが、実際に廃棄費用となるのは廃棄という事実の発生する廃車時

であり、発生主義の観点から購入時から廃車時までに費用処理されることは適切ではなく、購入時は車両から分離して長期前払費用等により資産として計上されるべきである。

以上、取得時における附随費用については、新車両の取得価額に含める会計処理も問題ないが、旧車両の引取り・廃車・処分費用及び新車両のリサイクル預託金の会計処理及び予算の区分管理については見直す必要がある。

3 水道メーター量水器（新品）口径 20 mm～口径 100 mm購入

物品名称	水道メーター量水器（新品）口径 20 mm～口径 100 mm購入
購入先	愛知時計電機株式会社 仙台支店
購入金額（税抜）	9,744,300 円
担当部局	給水課
契約方法	指名競争入札
契約年月日	令和 4 年 1 月 28 日
納品日	令和 4 年 3 月 23 日

（1）購入部品の概要

給水課において、令和 3 年度に水道メーター量水器（新品）口径 20 mm～口径 100 mmを購入した。契約方法は指名競争入札であり、愛知時計電機株式会社が落札し、愛知時計電機株式会社と水道メーター量水器（新品）口径 20 mm～口径 100 mm購入の契約締結をしている。

（2）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されている。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・契約の締結について物品取得の手続等が適切であるか。
- ・契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるか。
- ・監督・検査について検査・検収立会が的確になされているか。
- ・固定資産台帳が整備され、固定資産又はたな卸等在庫管理が適切に行われているか。

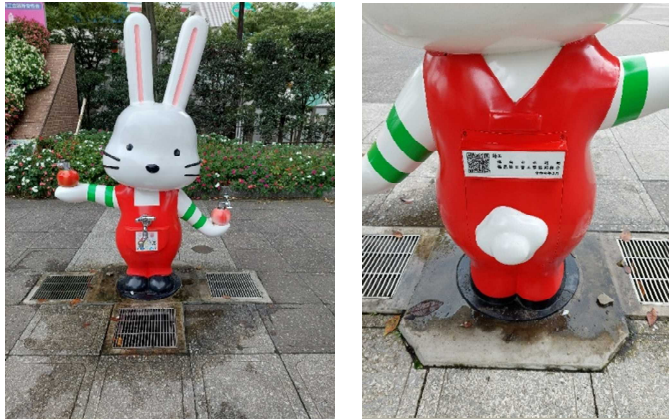
(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道メーター量水器(新品)口径20mm～口径100mm購入に関する書類を閲覧し、契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているかを確認した。</p>	<p>「令和3年度たな卸資産準備計画(令和4年4月～6月分用)」が作成され、購入が計画されていること、及び当初予算要求書及び予算設計の根拠資料を入手し、予算額設定が適切に行われていること及び「予定負担行為伺書」(物品)を閲覧し、物品購入予算が明確に策定されており、予算額、予算残額が報告されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道メーター量水器(新品)口径20mm～口径100mm購入に関する書類を閲覧し、契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか適切になされているかを確認した。</p>	<p>市内の登録業者6者を指名し、最低価格をもって申込みをした者と契約を締結していること、「予定負担行為伺書」(物品)、仕様書が適切に作成・承認されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道メーター量水器(新品)口径20mm～口径100mm購入に関する書類を閲覧し、契約の締結について物品取得の手続等が適切であるかを確認した。</p>	<p>物品の取得に関して一連の書類が適切に保管されており、内容が整合していることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道メーター量水器(新品)口径20mm～口径100mm購入に関する書類を閲覧し、契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるかを確認した。</p>	<p>仕様書、契約書、納品書等、書類間の内容が整合していること及び契約書の納入期限令和4年3月23日に対して、納品書及び物品検査報告書の日付は同日となっており、期限内であることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道メーター量水器(新品)口径20mm～口径100mm購入に関する書類を閲覧し、監督・検査について検査・検収立会が的確になされているかを確認した。</p>	<p>物品検査報告書を確認し、購入した物品が、契約書等の規格、数量等に合致していることを検査していること、書類間の整合性を確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道メーター量水器(新品)口径20mm～口径100mm購入に関する書類を閲覧し、たな卸等在庫管理が適切に行われているかを確認した。</p>	<p>令和3年度のたな卸表を入手し、受け払い及び在庫管理が適切に行われており、監査対象とした令和4年4月～6月分の購入分が、令和3年度決算にて棚卸資産(貯蔵品)として計上されていることを確認した。</p>

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

4 ももりんウォーター（ももりん水飲み器）



物品名称	ももりんウォーター（ももりん水飲み器）
購入先	福島地区管工事協同組合
契約金額（税抜）	11,730,000 円
担当部局	営業企画課
契約方法	・ 随意契約 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品 の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売 払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しない ものをするとき
契約年月日	令和 3 年 12 月 24 日
納品日	令和 4 年 3 月 25 日

(1) 契約の概要

福島市水道局では、ふくしまの水のブランド力を活かした水道水の PR 強化のため、令和 3 年 11 月 26 日に「ももりんウォーター整備事業に関する協定書」を官民連携事業として福島地区管工事協同組合と締結した。協定に基づく物品購入契約を特命随意契約により同組合と締結し、福島駅東口に水飲み器を設置した。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結について物品取得の手続等が適切であるか。
- ・ 契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるか。
- ・ 監督・検査について検査・検収立会が的確になされているか。
- ・ 固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度(令和3年度)のももりんウォーター(水飲み器)購入に関する書類を閲覧し、契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているかを確認した。</p>	<p>「予定負担行為何書」(物品)を閲覧し、物品購入予算が明確に策定されており、予算額、予算残額が報告されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)のももりんウォーター(ももりん水飲み器)購入に関する書類を閲覧し、契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか適切になされているかを確認した。</p>	<p>福島市と福島地区管工事協同組合はふくしまの水のブランド力を活かした水道水 PR 強化を目的に官民連携事業協定を締結しており、同様の水飲み器の工事について実績があることから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。 随意契約における物品購入として契約事務手続きが行われているが、単なる物品購入とはいえない。 ➤ 計上科目について(監査の結果①指摘)</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)のももりんウォーター(ももりん水飲み器)購入に関する書類を閲覧し、契約の締結について物品取得の手続等が適切であるかを確認した。</p>	<p>仕様書、契約書、納品書等取得に関する書類は適切に保管され、内容が整合していることを確認した。</p>

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 3 年度）のももりんウォーター（ももりん水飲み器）購入に関する書類を閲覧し、契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるかを確認した。</p>	<p>仕様書、契約書、納品書、固定資産検査報告書の書類間の内容は整合していること、契約書の納入期限令和 3 年 3 月 25 日に対して、納品書及び固定資産検査報告書の日付は同日となっていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）のももりんウォーター（ももりん水飲み器）購入に関する書類を閲覧し、監督・検査について検査・検収立会が的確になされているかを確認した。</p>	<p>固定資産検査報告書を確認し、購入した物品が、契約書等の規格、数量等の合致を検査していることを確認した。 固定資産台帳を閲覧し、固定資産管理が適切に行われており、関連資料と整合していることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）のももりんウォーター（ももりん水飲み器）購入に関する書類を閲覧し、固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているかを確認した。</p>	<p>固定資産台帳を閲覧し、固定資産管理が適切に行われており、関連資料と整合していることを確認した。 ▶ 計上科目について（監査の結果①指摘）</p>

（４）監査の結果

①計上科目について【指摘】

福島市水道局では、ふくしまの水のブランド力を活かした水道水の PR 強化のため、令和 3 年 11 月 26 日に「ももりんウォーター整備事業に関する協定書」を官民連携事業として福島地区管工事協同組合と締結し、福島駅東口に水飲み器を設置した。これより前に福島駅西口にも同様の目的、仕様の水飲み器を設置している（福島地区管工事協同組合と平成 31 年 4 月 19 日協定締結、令和元年 9 月 10 日完成）。この福島駅西口の水飲み器は、設置費用を市が負担する協定内容となっており、工事請負費として処理し、計上科目を構築物としていた。一方、今回の福島駅東口の水飲み器は、材料及び本体制作に関する費用が市側の負担であり、設置費用は福島地区管工事協同組合が負担という協定内容であることから、物品の購入であると判断し固定資産購入費として処理し、計上科目は工具器具及び備品とした。これにより設置目的、用途、外観も全く同じ物であるにも関わらず、計上される科目が相違している状況であった。

水飲み器は、単独で機能、移動できるものではなく、土台により固定され、地下内の配管を通して水が供給されるものであり、容易に取り外しや移動ができない人工物（工作物）である。福島駅に設置された水飲み器は東口、西口のどちらとも土地と付着する土台（台座）部分及び水飲み器に接続している水を供給する地下内配管等についても市に所有権があり、今回の福島駅東口の水飲み器についても市の購入した物品は単なる上

物の備品ではなく「土地に定着する工作物」とであると判断される。地方公営企業法施行規則第5条第2項第1号ハにおいて、「構築物」は「土地に定着する土木設備又は工作物をいう。」として定義されており、福島駅東口の水飲み器についても「構築物」として計上することが適切であったと考える。

設置費用を伴うか否かで判断せず、完成後の実態を踏まえて適切な計上科目を判断するべきである。

5 投込み水位計購入

物品名称	投込み水位計購入
購入先	株式会社ニノテック
契約金額（税抜）	2,540,000円
担当部局	施設管理センター 電機係
契約方法	指名競争入札
契約年月日	令和3年4月23日
納品日	令和3年7月26日

(1) 契約概要

施設管理センターにおいて、令和3年度事業計画に基づき、投込み水位計を取替修繕するために購入契約を締結した。契約方法は指名競争入札とし、計7者の業者を指名し入札の結果株式会社ニノテックと購入の契約締結を行い、5台の投込み式水位計を購入した。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているか。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・契約の締結について物品取得の手続等が適切であるか。
- ・契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるか。
- ・監督・検査について検査・検収立会が的確になされているか。
- ・固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和3年度）の投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているかを確認した。</p>	<p>「予定負担行為伺書」（物品）、令和3年度当初予算要求書を閲覧し、物品購入予算が明確に策定されており、予算額、予算残額が報告され、相互の書類間で整合していることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか適切になされているかを確認した。</p>	<p>指名通知書や入札対照表を閲覧し、適切な手続に従い指名競争入札の結果、株式会社ニノテックと物品購入契約を締結し水位計を購入していることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、契約の締結について物品取得の手続等が適切であるかを確認した。</p>	<p>物品の取得に関して、仕様書、納品書等取得に要する証憑は適切に保管されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるかを確認した。</p>	<p>仕様書、契約書、納品書、固定資産検査報告書等を閲覧し、証憑間の内容が整合していることを確認した。また、契約書の納入期限令和3年7月27日に対して、納品書及び固定資産検査報告書の日付は令和3年7月26日となっており、納入時期についても期限内であった。 以上より、記載すべき特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、監督・検査について検査・検収立会が的確になされているかを確認した。</p>	<p>固定資産検査報告書を確認し、購入した物品が契約書等の規格、数量等に合致していることを検査していること、証憑間の整合性を確かめた。 以上より、記載すべき特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているかを確認した。</p>	<p>固定資産台帳を入手し、投込み式水位計の台帳登録が適切に行われていることを確認した。なお、当該取得は全施設を対象とした緊急対応用計測器として保有することを目的</p>

実施した手続	実施結果
	<p>としており、現時点で新たに取替更新を行い、旧水位計を除却した事実はない。</p> <p>以上より、記載すべき特段問題となる事項は発見されなかった。</p>

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

6 光ファイバ式投込み水位計他 1 件購入

物品名称	光ファイバ式投込み水位計他 1 件購入
購入先	メタウォーター株式会社東北営業部
契約金額 (税抜)	2,600,000 円
担当部局	施設管理センター 電機係
契約方法	<p>・ 随意契約</p> <p>地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>
契約年月日	令和 3 年 6 月 18 日
納品日	令和 3 年 12 月 28 日

(1) 契約概要

施設管理センターにおいて、令和 3 年度事業計画に基づき、南部受水池に設置している光ファイバ式投込み水位計を取替修繕するために購入契約を締結した。

南部受水地は、雷対策として、光ファイバ式投込み式水位計を設置しており、経年劣化により故障が発生した場合、復旧に相当な日数を要し、その間受水量の制御ができなくなる恐れがあることから、予防保全として平成 14 年に設置していた機器の取替修繕を実施した。契約方法は随意契約とし、メタウォーター株式会社東北営業部と購入の契約締結を行い、光ファイバ式投込み水位計 2 台と光ファイバ式電気交換器 2 台を購入した。

なお、随意契約理由は既設の光ファイバ投込み水位計は富士電機株式会社製のものを設置しており、取替修繕に当たり、投込み水位計と電気交換器間の信号をやり取りする光ファイバは既設を流用するため、前述の会社の製造機器以外は互換性がないため、当該機器製造会社の子会社である契約先と随意契約をしたとのことである。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結について物品取得の手続等が適切であるか。
- ・ 契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるか。
- ・ 監督・検査について検査・検収立会が的確になされているか。
- ・ 固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和3年度)の光ファイバ式投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているかを確認した。	「予定負担行為何書」(物品)を閲覧し、物品購入予算が明確に策定されており、予算額、予算残額が報告されていることを確認した。
監査対象年度(令和3年度)の光ファイバ式投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか適切になされているかを確認した。	メタウォーター株式会社東北営業部と一者随意契約により物品購入契約を締結し光ファイバ式投込み水位計を購入している。地方公営企業法施行令第21条の14第1項に準拠しているものである。既設の機器間の互換性及び水道という公共インフラの迅速な維持管理の観点から当該契約手続きは適切かつ適正になされていることを確認した。
監査対象年度(令和3年度)の光ファイバ式投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、契約の締結について物品取得の手続等が適切であるかを確認した。	物品の取得に関して一連の証憑は保管されており、証憑間の内容が整合していることを確認した。
監査対象年度(令和3年度)の光ファイバ式投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、契約の履行について購入物品に関する契約の	仕様書、契約書、納品書、固定資産検査報告書等を閲覧し、証憑間の内容が整合していることを確認した。また、契約書の納入期限令

実施した手続	実施結果
内容、納入時期等は妥当であるかを確認した。	和3年9月30日に対して、納品書及び固定資産検査報告書の日付は令和3年7月16日となっており、納入時期についても期限内であった。 以上より、記載すべき特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度（令和3年度）の光ファイバ式投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、監督・検査について検査・検収立会が的確になされているかを確認した。	固定資産検査報告書を確認し、購入した物品が、契約書等の規格、数量等に合致していることを検査していること、証憑間の整合性を確かめた。 以上より、記載すべき特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度（令和3年度）の光ファイバ式投込み水位計購入に関する書類を閲覧し、固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているかを確認した。	光ファイバ式投込み水位計に関して固定資産台帳に登録されているか確認したところ、当該資産は配水施設として一体化した施設の一部取替修繕となるため営業費用の修繕費として対応している。したがって、既設の水位計について除却処理は発生していない。本来は器具及び備品となる水位計を施設一式として固定資産台帳で管理し、取り換え更新に修繕扱いとするのは、ストックマネジメントや将来の更新計画の観点から懸念がある。 ➤ 固定資産計上（監査の結果①意見）

（4）監査の結果

①取替修繕した水位計の固定資産計上について【意見】

当該水位計は固定資産台帳に施設一式で登録されており、施設の一部である水位計を取替するにあたり修繕費で処理することは不適切ではないが、結果として台帳登録はなく、従来の水位計が除却処理されることもない。また、一方で他の水位計では将来のストックとして固定資産台帳に登録されているものもある。

過去の固定資産管理では固定資産一式で管理していたため、本来の固定資産管理としては精度が低く、今回の水位計のように取替更新が頻繁に行われる固定資産が把握されないまま修繕費として費用化されてしまうことになる。

以上を踏まえると他の水位計取得の際と平仄を合わせる点、比較的耐用年数の短い器

具備品のストックマネジメントや将来の更新計画の観点から、修繕費とせず固定資産として固定資産台帳に登録し管理することが望まれる。

7 水道用無線電話装置（車載機）購入契約

物品名称	水道用無線電話装置（車載機）
購入先	福島通信有限会社
契約金額（税抜）	8,833,000 円
担当部局	施設管理センター 電機係
契約方法	・ 随意契約 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
契約年月日	令和 3 年 8 月 27 日
納品日	令和 5 年 2 月 28 日

（1）契約概要

福島市の水道用無線は免許を以って運用されているものであり、機器の更新においては専門知識を要する申請行為が必要となる。また近似周波数帯の無線機との混信を防ぐためトーンスケルチ設定を施しており、更新時には改造作業が必要となる。

最近では半導体部品を中心とした世界的な基幹機材の不足などにより、調達リードタイムが長期化しており、製品の生産スケジュールにも大きな影響が生じている。

水道局では令和 4 年 3 月までの納期で 15 台の車載式水道用無線の購入を検討していたが、前述の理由のため、市の予定している納期までは間に合わないため、いったん不成立となった。しかし、納入期限が令和 5 年 2 月 28 日であれば納入可能と業者より回答を得られたため、次年度計上予定であった残りの 8 台も繰り上げて発注することとした。

（2）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結について物品取得の手続等が適切であるか。
- ・ 契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるか。

- ・ 監督・検査について検査・検収立会が的確になされているか。
- ・ 固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道用無線電話装置(車載機)購入に関する書類を閲覧し、契約に係る財務事務について物品購入に関する必要な金額等の予算執行の見積りが行われており、進行状況が予算と対比される形で報告され、管理されているかを確認した。</p>	<p>物品購入予算が明確に策定されており、「予定負担行為伺書」(物品)を閲覧し、予算額、予算残額が報告されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道用無線電話装置(車載機)購入に関する書類を閲覧し、契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか適切になされているかを確認した。</p>	<p>福島通信有限会社と一者随意契約により物品購入契約を締結し車両を購入している。根拠法令として地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に基づく随意契約としている。随意契約の理由として、水道用無線は免許を以って運用されるものであり、機器の更新には専門知識を要する申請行為が必要であること、近似周波数帯の無線機との混信を防ぐため、更新時には改造作業が必要であること、当該設備は導入時より保守点検及び機器の更新、申請行為等を前述の業者が行っており、機器及び運用に精通していることを随意契約理由書に記載している。</p> <p>➤ 従来の業者であれば、機器の更新は効率的であるような記載はあるが、一般競争入札とした場合の経済性の観点からの理由が十分に記載されていない。(監査の結果①意見)</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)の水道用無線電話装置(車載機)購入に関する書類を閲覧し、契約の締結について物品取得の手続等が適切であるかを確認した。</p>	<p>・ 物品の取得に関して一連の証憑は保管されており、証憑間の内容が整合していることを確認した。</p> <p>以上より、記載すべき特段問題となる事項は発見されなかった。</p>

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和3年度）の水道用無線電話装置（車載機）購入に関する書類を閲覧し、契約の履行について購入物品に関する契約の内容、納入時期等は妥当であるかを確認した。</p>	<p>・仕様書、契約書、納品書、固定資産検査報告書等を閲覧し、証憑間の内容は整合していることを確認した。</p> <p>・契約書の納入期限令和5年2月28日に対して、納品書及び固定資産検査報告書の日付は令和4年9月29日となっており、納入時期についても期限内であることを確認した。</p> <p>以上より、記載すべき特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の水道用無線電話装置（車載機）購入に関する書類を閲覧し、監督・検査について検査・検収立会が的確になされているかを確認した。</p>	<p>固定資産検査報告書を確認し、購入した物品が、契約書等の規格、数量等に合致していることを検査していること、証憑間の整合性を確かめた。</p> <p>以上より、記載すべき特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の水道用無線電話装置（車載機）購入に関する書類を閲覧し、固定資産台帳が整備され、固定資産の管理が適切に行われているかを確認した。</p>	<p>・水道用無線電話装置（車載機）に関しては納品日が令和4年9月29日のため、令和3年度の固定資産台帳には登録されていない。固定資産台帳の登録は令和4年度末に行うこと、除却処理も年度末に行う旨、確認した。</p> <p>福島市水道事業会計規程第110条より、固定資産は取得の翌年度より減価償却することとなっている。担当者は例年、年度末に台帳登録を実施していることから、市が年度末に台帳登録することは固定資産管理の観点から適切に行われているものと判断する。</p>

(4) 監査の結果

①随意契約理由書の記載内容の不十分性について【意見】

水道用無線電話装置は業務用無線であり、水道局が随意契約理由書に記載していた理由は従来の業者に依頼することで、更新の際の改造作業や、保守点検や申請手続などの業務に精通している点で、効率性の観点からは理解できる。

しかし、業務用無線を取り扱う会社は市内あるいは隣接地域等にいる可能性もある。仮に一般競争入札や指名競争入札とすれば、従来想定している購入金額よりも有利な金

額で契約できる可能性もありうる。他の業者の検討をせず、一者特命随意契約とするには、経済性の観点からは随意契約理由書の記載は不十分である。

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号にある「競争入札に付することが不利と認められるとき」を選んでいるのであれば、随意契約とする際には、効率性だけでなく、経済的にも有利であることや、競争入札とするまでには至らないなどを検討して、随意契約理由書へ十分に記載して頂きたい。

第3項 委託契約

1 水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託

契約名（委託名）	水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託
契約先	株式会社福島県中央計算センター
契約金額（税抜）	71,200,825 円
担当部局	水道総務課
契約方法	・ 随意契約 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
随意契約の場合の理由	本件業務委託は、水道局と株式会社福島県中央計算センターとの間において開発した水道料金計算システムを用いており、業務内容に精通し臨時的なシステム改修においても速やかな対応が可能である同社と契約することが価格及び業務運営上有利であるため
契約年月日	令和3年3月26日
委託期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日 令和3年4月1日以降、各月完成届提出

(1) 契約の概要

水道料金及び下水道使用料計算業務等事務のためのシステムの管理・運用・保守（付属機器を含む）を行うことを目的とする。委託期間は1年間であるが、委託業務を4月1日から開始するため市は長期継続契約としている。

委託業務の内容は以下のとおりである。

委託業務の種類	委託業務の内容
①計算業務（1件当たり）	i 管理業務 ii 計算処理、消込業務 iii データ及び帳票管理業務 iv その他業務
②オンライン等運用業務（12ヵ月）	i コンビニ収納業務システム運用 ii 口座振替伝送処理（毎月4回） iii 口座振替伝送処理（毎月4回：ゆうちょ銀行）

委託業務の種類	委託業務の内容
③機器使用・保守（12ヵ月）	i サーバー機及び付属機器一式・・・使用 ii サーバー機及び付属機器一式・・・保守 iii その他機器使用・保守
④バッチ処理帳票作成（12ヵ月）	i 通知書等関係帳票作成 ii その他帳票
⑤その他	i サーバー更新セットアップ ii 各種使用用紙（予定枚数） iii 検針機器消耗品（予定個数）

単価契約（計算業務費、使用用紙及び検針機器消耗品）を含む契約内容は以下のとおりである。

内容	数量（単位）
○計算業務費	1件当たり
○オンライン等運営費	12か月
○機器使用料・保守料	12か月
○バッチ帳票作成費	12か月
○サーバ更新セットアップ	1式
○使用用紙	
ポ 納入通知書兼領収書	1枚当たり
ス 督促状	1枚当たり
テ 給水停止予告通知書	1枚当たり
ツ 口座振替済通知書	1枚当たり
ク 通知書	1枚当たり
給水停止再通告	1枚当たり
給水停止執行について	1枚当たり
滞納整理票	1枚当たり
消込集計表	1枚当たり
使用水量等のお知らせ	1巻当たり
転出精算用領収書	1巻当たり
○検針機器消耗品	
検針機器予備電池	1個当たり
プリンタ予備電池	1個当たり

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適切か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか。
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	契約及び相手方の選定に関して、法令、条例等に従い、適切になされている。 ▶提出者と報告者が同一（監査の結果①意見）
監査対象年度（令和3年度）の水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	市は、「ふくしま市水道事業ビジョン」の中の「持続可能な水道経営」において、組織・体制の確立として、「民間委託の推進による少数精鋭を軸とした持続可能な組織体制を構築する」としている。その一環として、各自治体より水道料金及び下水道使用料計算業務等事務を受託しており、知見を有する事業者へ委託しているものであり、特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度（令和3年度）の水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	業務の範囲は、(1)契約の概要に記載した7項目であり、水道料金及び下水道使用料計算業務等事務と考えられる範囲を網羅しており、また、件数・金額も予算上明確となっており、特段問題となる事項は発見されなかった。

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	委託料の算定方法は適切であり、業務の内容に対し適正な水準であると判断した。 ▶書類の保存（監査の結果②意見）
監査対象年度（令和3年度）の水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	業務コストの削減努力は行われていると判断する。 ▶書類の保存（監査の結果②意見）
監査対象年度（令和3年度）の水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約に関する書類を確認し、当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかについて確認した。	水道料金及び下水道使用料計算業務等事務は、(1)契約の概要に記載した7項目を内容としているが、各項目につき重要な不備なく実施されており、概ね行政目的達成に貢献しているものと考えられる。
監査対象年度（令和3年度）の水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	委託業務の履行確認の後、委託料は契約どおりに支払われており、特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度（令和3年度）の水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	毎月業務委託を完了したときに、遅滞なく完成届が提出され、検査をしており、適時・適切に確かめられている。 ▶提出者と報告者が同一（監査の結果①意見） ▶年度集計表の作成（監査の結果③意見）

(4) 監査の結果

①提出者と報告者が同一であることについて【意見】

「随意契約理由書」及び年度の「業務委託契約完了通知書」において、提出者と報告者がいずれも水道総務課長となっていた。これは、水道局事務分掌規程により、水道総務課管財契約係が契約所管課であり、今回の契約の場合、発注所管課も水道総務課であったため、契約所管課の水道総務課長としての職と、発注所管課の水道総務課長としての職として事務処理を行った結果のためであるが、外部第三者からは自己報告であるように見える。

したがって、このような場合には、提出者以外のものを報告者とする運用が望まれる。

②書類の保存について【意見】

昭和 42 年に、県、市等で出資した現契約者である（株）福島県中央計算センターが設立され、翌年の昭和 43 年から当該業務委託は開始されている。以来、継続して現在まで、随意契約として同社に業務委託がなされている。

当初の書類が現存していないため、参考見積を同業他社から徴求したかは不明であり、現在も徴求されていない。

業務委託開始当初から委託先が継続していることから、継続せざるを得ない理由を再度作成し、現時点で委託先の再評価を行い当該契約が存続する限りにおいて、当該書類を継続して保存し、適宜見直しを図る必要がある。

③年度集計表の作成について【意見】

契約書第 18 条（検査及び引渡し）により、業者から毎月業務を完了したときに、遅滞なく市に対して完成届及び実績報告表が提出され、検査後委託金額が支払われ、毎月の業務は完結する。市側では、契約が終了する年度末に、「業務委託契約完了通知書」で年間業務が完了したことを内部的に確認しているが、当該通知書には当初の業務委託契約書及び仕様書のみが添付されている。一方業務委託契約には一部、単価契約も含まれていることから、通知書及び添付書類を以って業務完了を確認とすることは適切とは言えない。

今後は毎月の実績報告表を年度集計し、予定と実績の数量及総額を比較検討した年度集計表も添付する運用が望まれる。

2 水道料金等徴収業務委託

契約名（委託名）	水道料金等徴収業務委託
契約先	第一環境株式会社 東北支店
契約金額（税抜）	540,000,000 円
担当部局	水道総務課
契約方法	総合評価制限付一般競争入札
契約年月日	令和 3 年 1 月 25 日
委託期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 36 か月 令和 3 年 4 月 1 日以降、各月完成届提出

（1）契約の概要

福島市の水道料金等徴収業務のため業務委託契約を締結。福島市内全域を対象とし、委託期間は 3 年間であり債務負担行為に該当する。委託業務の範囲は次のとおりである。

① 受付及び入力業務

- ② 水道メーター検針業務
- ③ 調定業務
- ④ 収納業務
- ⑤ 精算業務
- ⑥ 開閉栓業務
- ⑦ 滞納整理業務
- ⑧ 給水停止業務
- ⑨ 漏水点検業務
- ⑩ 当直業務
- ⑪ 前各号の事務に付帯する業務

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適切か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか。
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和3年度)の水道料金等徴収業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	価格のみでなく技術等の面も評価する総合評価制限付一般競争入札としている。審査委員会を開催後、入札の公告、約1か月間の入札期間を設けて入札実施(結果的に1者が入札)、プレゼン実施後評価を行い、予定価格内であり契約に至っている。競争入札の制限内容、契約期間に関しても、特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度(令和3年度)の水道料金等徴	市は、「ふくしま市水道事業ビジョン」の中

実施した手続	実施結果
収業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	の「持続可能な水道経営」において、組織・体制の確立として、「民間委託の推進による少数精鋭を軸とした持続可能な組織体制を構築する」としている。その一環として、各自治体より水道料金等徴収業務を受託しており、知見を有する事業者に委託しているものであり、特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度（令和 3 年度）の水道料金等徴収業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	業務の範囲は、(1)契約の概要に記載した 11 項目であり、水道料金等徴収業務と考えられる範囲を網羅しており、金額も明確であり、特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度（令和 3 年度）の水道料金等徴収業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	同業者から、市の業務内容に見合った参考見積書を徴求し、異常値検証を行った上で、平均金額を予定価格としており、特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度（令和 3 年度）の水道料金等徴収業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	同業者から、市の業務内容に見合った参考見積書を徴求し、異常値検証を行った上で、平均金額を予定価格としており、特段問題となる事項は発見されなかった。
監査対象年度（令和 3 年度）の水道料金等徴収業務委託契約に関する書類を確認し、当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかについて確認した。	業務委託仕様書の中で、「発注者は、本業務の施行にあたり事業評価を行う。」とされており、市は「水道料金等徴収業務委託事業評価」書にて事業評価を行っている。評価書においては、最も重要な指標である「収納率」において S 評価となり、その他、(1)契約の概要に記載した⑨と⑩を除く 9 項目につき、チェックポイントを決め、月ごとに減点方式で評価している。その結果、A 又は B 評価で概ね行政目的達成に貢献しているものと考えられる。 ▶滞納整理業務におけるマニュアル化（監査の結果①意見）
監査対象年度（令和 3 年度）の水道料金等徴収業務委託契約に関する書類を確認し、委託	委託業務の履行確認の後、委託料は契約どおりに支払われており、特段問題となる事項は

実施した手続	実施結果
契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	発見されなかった。
監査対象年度（令和3年度）の水道料金等徴収業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	毎月業務委託を完了したときに、遅滞なく完成届が提出され、検査をしており、特段問題となる事項は発見されなかった。

（４）監査の結果

①滞納整理業務における滞納者との折衝のマニュアル化等について【意見】

「水道料金等徴収業務委託事業評価書」にて、評価項目中の「⑦滞納整理業務」に関しては、「金額は高くないが半年以上折衝していない案件が約 50 件」との記載があり問題がある。委託業者が何回も電話督促していると先方が非通知設定して出なくなるケースや、市外転出者で調査・折衝するのが困難となるケース等もあり、一概に業者の責めに帰することも酷な面もあるが、半年以上折衝を放置しておくことも問題である。

この点に関して、市は、事業評価後、業者の責任者と話し合いの中で改善を求めているが、さらに一歩進んで、市と業者で内容を分析して、折衝の方法・頻度等をマニュアル化し折衝を促進させて行くことが望まれる。また、市側では、事業評価時点以外でも、業者が定期的に折衝しているかチェックする体制の構築も望まれる。

3 ペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託



契約名（委託名）	ペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託
事業目的	ふくしまの水のPR及び水道水の利用促進、東日本大震災による原発事故に伴う福島県産品の風評被害の払拭、災害時の支援物資としての活用
契約先	株式会社 秩父源流水

契約金額（税抜）	（当初） 6,350,000 円（100,000 本） （変更後） 4,668,000 円（60,048 本）
担当部局	営業企画課
契約方法	・ 随意契約 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
契約年月日	（当初） 令和 3 年 4 月 27 日 （変更） 令和 4 年 2 月 25 日
委託期間	令和 3 年 4 月 27 日～令和 4 年 3 月 31 日

（1） 契約の概要

福島市水道局では、ふくしまの水を原材料としたペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託契約について、株式会社秩父源流水と 1 者随意契約により契約締結をしている。当初契約では納入数 100,000 本を見込んでいたが、コロナ禍において契約時の使用本数を下回ることが見込まれるとして契約変更を行っている。

（2） 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適切か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。
- ・ 委託成果品の在庫管理が適切に行われているか。

（3） 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 3 年度）のペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託契約に関する	ペットボトル製作という専門的技術のみならず、国際的な品評会であるモンドセレクシ

実施した手続	実施結果
<p>る書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>ョン受賞エンブレムの貼付、製造工程の審査等の関係も踏まえると同一製造事業者で製造する必要があり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。</p> <p>「施行伺（委託）」の決裁日欄の記載が欠如していた。また、契約変更時における「変更施行伺（委託）」においても同様に決裁日欄の記載が欠如していた。</p> <p>➤ 決裁文書の記載欠如について(監査の結果①指摘)</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)のペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>ペットボトル水「ふくしまの水」はふくしま水道事業ビジョンにおいて戦略目標の一つに位置付けられており、ペットボトル製作という専門的技術を要することから委託理由に合理性があると判断した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)のペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>令和3年度の当初予算要求書を閲覧し、直近の委託実績及び使用本数から委託事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)のペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>委託料算定方法については、業務を施行可能な1者から参考見積を入手し、当該委託先において実際に要する金額を把握し、委託金額算定の積算資料を入手している。参考見積及び当初予算概要書を閲覧し、積算について参考見積を基本に算出されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)のペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。</p>	<p>委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和3年度)のペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託</p>	<p>納品書、成果品目録、業務委託完成届等確認し、委託成果品は適時、適切に確かめられているかについて確認した。</p>

実施した手続	実施結果
契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	
監査対象年度（令和3年度）のペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の在庫管理が適切に行われているかを確認した。	在庫管理は適切に行われており、不要在庫がないことを確認した。

（４）監査の結果

① 決裁文書の記載欠如【指摘】

「福島市水道局文書取扱規程」第19条において「決裁文書には、第13条及び第14条に規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（施行伺（委託）及び変更施行伺（委託））の決裁日欄に決裁年月日の記載がなかった。適正な事務処理を図るため、「福島市水道局文書取扱規程」に遵守した起案文書の事務手続の運用の徹底をするべきである。令和4年度から順次電子起案・決裁システムが整備され電子システムによる起案も始まっており、電子決裁システムでの起案・決裁については、システム上記載を要する欄の入力を求められるようになることから、必要な欄が空欄になることはないものと想定されるが、起案者、決裁者ともに各欄に対して記載する目的をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続についても運用していく必要がある。

4 検満メーター取替等業務委託

契約名（委託名）	検満メーター取替等業務委託
契約先	文化・温調・武藤特定業務委託共同企業体 構成企業：文化設備工業㈱、第一温調工業㈱、(有)武藤工務所の3者
契約金額（税抜）	339,000,000円
担当部局	給水課
契約方法	制限付き一般競争入札
単年度 or 複数年度	複数年度契約（3年）
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和3年3月24日
業務完了日	令和4年4月30日

(1) 業務委託契約の概要

福島市水道局の給水区域内の各契約先に設置している検定期間が満了を迎える水道メーター（以下「検満メーター」という。）については、事前通知を行い外部業者に委託し順次取替を行っている。また、検満メーターの取替に併せて給水区域内の安定供給等に資することを目的として、水圧調査業務（※1）及び弁栓類不陸調査業務（※2）を行っている。令和3年度は3年に一度の契約更新時期で、令和3年3月24日付で制限付き一般競争入札により決定した文化・温調・武藤特定業務委託共同企業体と業務委託契約を締結している。

（※1）水圧変動を監視することにより、異常水圧に起因する事故を未然に防止し、給水区域内の安定供給に資することを目的に行う業務。

（※2）道路上（車道又は歩道）に設置されている仕切弁筐等と路面との段差や損傷などによる事故防止を目的に行う業務。また、仕切弁筐類と路面の段差を確認したときに、段差解消するための応急的に路面補修を行う。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適正か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- ・ 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
関連書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正かどうか確認した。	事業者の選定に当たっては、福島市内の本店の有無、特記仕様書に定める技術者の配置の可否、平成27年度以降に給水装置工事の施工実績の有無等の制限付き一般競争入札となっている。 第1回目の公告期間は令和2年12月8日か

実施した手続	実施結果
	<p>ら令和3年1月19日だが、入札参加資格申請受付期限までに申請がなかったため入札中止となった。</p> <p>第2回目の公告期間は令和3年1月5日から令和3年2月2日だが、入札参加資格申請受付期限までに申請がなかったため入札中止となった。</p> <p>第3回の公告は令和3年2月1日から令和3年3月2日まで行われ、令和3年2月12日に文化・温調・武藤特定業務委託共同企業体が競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札執行となり税抜 339,000,000 円で落札となっている。</p>
<p>関連書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。</p>	<p>当該業務は、使用期限を迎えた水道メーター（検満メーター）の取替業務である。検満メーター取替と同時に水圧調査業務及び弁栓類不陸調査業務も行っており、高度な専門的技術が必要な業務及び行政サービスの向上に資する業務であり、この業務を外部に委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような業務の委託には該当しないと思料する。</p>
<p>関連書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。</p>	<p>3年を期間とする委託契約であり、必要な取替件数により予算額が決定されている。</p>
<p>関連書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうかを確認した。</p>	<p>委託料は設計書において根拠のあるデータに基づき算定されており、それを以て予定価格としている。</p>
<p>関連書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払いは正確かどうかを確認した。</p>	<p>当該業務については業務委託契約書が作成され水道局内の決裁の後、業務委託契約が締結されている。また、支払については履行確認後に支払が行われている。</p>
<p>関連書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているか</p>	<p>委託料については、特に他の地方公共団体との比較は行っていないとのことである。制限付き一般競争入札を行っているが、一つの共</p>

実施した手続	実施結果
どうかを確認した。	同事業体が継続して落札しており、競争性が働いていない可能性があることから、業務コスト削減の余地があるのか可能性を探る必要がある。 ▶ 業務コスト削減努力について(監査の結果①意見)
関連書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかどうかを確認した。	検満メーター取替は計量法に基づく作業であり、水道使用量の適正計量という行政目的の達成に貢献しており特段問題は無いと思料する。
関連書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	業務委託完成届を受託者から毎月入手し、業務完了の確認を行っている。

(4) 監査の結果

①制限付き一般競争入札における業務コスト削減努力について【意見】

制限付一般競争入札により契約先を決定しているが、今回以前の過去3回とも文化・温調・武藤特定業務委託共同企業体が長期間継続して受注しており、制限付一般競争入札としているものの、競争性が働いていない可能性がある。入札では入札参加資格を福島市内の事業者と制限しているが、この地域要件を緩和するなどして競争性を働かせ、業務コスト削減の努力を行う必要がある。

【過去3年間の状況】

	H24/4-H27/3	H27/4-H30/3
業者選定方法	制限付一般競争入札	制限付一般競争入札
落札業者	文化・温調・武藤特定業務委託共同企業体	文化・温調・武藤特定業務委託共同企業体
	文化設備工業㈱	文化設備工業㈱
	第一温調工業㈱	第一温調工業㈱
	(有)武藤工務所	(有)武藤工務所
1回目入札金額	221,000,000	312,000,000
最低制限価格	なし	なし
結果	落札	落札
落札業者以外の入札参加資格業者	1. コバックス・東日本ユニットサービス・中央設備特定業務委託共同企業体 2. 高橋・荒井・小栗特定業務委託共同企業体	なし

	H30/4-R3/3	R3/4-R6/3
業者選定方法	制限付一般競争入札	制限付一般競争入札
落札業者	文化・温調・武藤特定業務委託 共同企業体	文化・温調・武藤特定業務委託 共同企業体
	文化設備工業(株)	文化設備工業(株)
	第一温調工業(株)	第一温調工業(株)
	(有)武藤工務所	(有)武藤工務所
1回目入札金額	333,000,000	339,000,000
最低制限価格	あり	なし
結果	落札	落札
落札業者以外の 入札参加資格業者	なし	なし

5 渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託

契約名（委託名）	渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託
事業目的	令和2年度に実施した「渡利浄水場施設実施調査・場内配管撤去設計業務委託」及び現地調査に基づき渡利浄水場施設撤去工事に必要な実施設計書を作成し、施設撤去後の跡地利活用にあたり土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の第一段階として地歴調査を行うもの
契約先	株式会社日水コン 福島事務所
契約金額（税抜）	（当初）65,650,000 円 （変更）79,800,000 円
担当部局	建設課
契約方法	・随意契約 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
契約年月日	（当初） 令和3年4月27日 （変更） 令和3年8月4日 （2回目） 令和4年2月7日
委託期間	令和3年4月27日～令和4年2月21日

(1) 事業概要

本業務は、令和 2 年度に実施した「渡利浄水場施設実施調査・場内配管撤去設計業務委託」及び現地調査に基づき渡利浄水場施設撤去工事に必要な実施設計書を作成し、施設撤去後の跡地利活用にあたり土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の第一段階として地歴調査を行うものである。業務に際して、既存土質の調査を実施したところ土壌汚染が確認されたことから、土壌汚染対策法に基づいた調査を実施し、併せて既存建築物に含有が見込まれる施設についてアスベスト調査も実施した。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適切か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 3 年度）の渡利浄水場施設撤去工事实施設計業務委託契約に関する書類を確認し、契約の方式及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	過去に築造設計及び実施調査・場内配管撤去設計業務委託を受注している業者に知見があり業務の効率化が図られるとの判断で地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。 ▶特記仕様書の誤表記について（監査の結果①指摘） ▶委託打合せ簿の保管（監査の結果②意見）
令和 3 年度における渡利浄水場施設撤去工事实施設計業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	過去に築造設計及び実施調査・場内配管撤去設計業務委託を受注している業者が保有する当時の図面や知識、土地履歴等の活用が図られ、適正な業務が遂行され、履行期間の短縮や経費の削減が図られると判断した。

実施した手続	実施結果
	▶設計変更、変更契約について（監査の結果③意見）
令和 3 年度における渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	予算特別委員会建設水道分科会資料 I 議案第 4 号令和 3 年度福島市水道事業会計予算基本方針 3 持続可能な水道経営（1）経営基盤の強化の主な事業に掲載されていることを確認した。
令和 3 年度における渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、また、委託料は業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	委託料の算定は、工期算出・代価表・明細書・設計書・委託内訳書・委託概要書により算定されている。 ▶契約保証金の免除について（監査の結果④指摘）
令和 3 年度における渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	支払条件については、契約書上、発注者は請求を受けた日から 30 日以内に委託金額を支払うこととなっており、契約書に記載されたとおり支払いを行っていることを確認した。
令和 3 年度における渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	業務内容の確認や、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

（4）監査の結果

①特記仕様書の誤表記について【指摘】

特記仕様書は、業務委託の施工について固有の内容を定める設計図書の一部となっている。当該特記仕様書の内容を確認した結果、準用条項に誤表記があった。当該設計時、参考とした前例に条項を追加した際に更新の修正を失念したとの回答であった。特記仕様書は、設計図書の一部であることから、記載内容に変更が生じた際には、適時に修正更新する必要がある。

②委託打合せ簿の管理について【意見】

委託打合せ簿は、課内決裁し承諾書、協議書等課内決裁書類と同様の扱いで、これまでの慣例から契約関係書類とは別保管されている。文書の保存年限が明記されていないことから、廃棄等の失念が無いように管理することが必要である。

③設計変更、変更契約について【意見】

当該業務委託契約については、複数回にわたり設計変更、変更契約が実施されている。特にアスベスト調査は、令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づく設計変更であり、令和3年6月30日に受注者からの協議依頼で把握され契約金額も増額となった。

当該設計変更は事前に改正内容を把握し、当初の設計書に反映できた可能性がある。担当部署においては、全ての法規制を把握できないとしても、市役所内部の関連部署に照会、他の同業者からの情報収集などを活用できた可能性はある。

④契約保証金の免除について【指摘】

当該業務委託契約については、契約保証金が免除されている。当該契約は随意契約であり、契約保証金の免除については、福島市水道事業会計規程第140条第1項第5号が根拠であるが、当該条項と照らし合わせた結果、当該契約は免除には該当していない。

担当者からは、「水道局の解釈としては、第140条第1項第4号に規定しているものは、一般競争入札及び制限付一般競争入札に限ったものではなく、契約する相手方に必要な資格を規定しているものと解釈しており、随意契約の相手方も、この資格を有していれば過去2年間種類及び規模をほぼ同じくする契約を水道局又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上締結しこれらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除している」との回答であったが、第4号は一般競争入札、指名競争入札に限定する条項と読めるため、随意契約に関する契約保証金免除の適用が明確となっていないと思われる。

今後は、随意契約において、契約保証金の免除に関する会計規程を明確にするため、見直す必要がある。

福島市水道事業会計規程（契約保証金の免除）

第140条第1項第5号

随意契約を締結する場合にあって、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがない認められるとき。

第140条第1項第4号

契約の相手方が第152条第1項及び第4項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するもの又は第171条第1項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するものであって、過去2年間種類及び規模をほぼ同じくする契約を局又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上締結しこれらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託

契約名（委託名）	施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託
事業目的	令和3年度委託事業計画に基づき水道施設の衛生保持のため、現地調査のうえ委託する
契約先	株式会社日新土建
契約金額（税抜）	27,600,000 円
担当部局	施設管理センター施設係
契約方法	制限付一般競争入札
契約年月日	令和3年6月4日
委託期間	令和3年6月4日～令和4年3月30日

(1) 事業概要

厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じて常に清潔にし、水の汚染防止を目的とする。(水道法第22条 衛生上の措置)

福島市水道局が所管する施設等の「施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託」に適用する。

令和3年度委託事業計画に基づき水道施設の衛生保持のため、現地調査のうえ委託するものである。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適切か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託契約に関	制限付一般競争入札により業者を選定していることを確認した。

実施した手続	実施結果
<p>する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>▶環境整備業務委託仕様書の一部が令和2年度仕様書の管理内容の一部が記載されている。(監査の結果①指摘)</p>
<p>令和3年度における施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じて常に清潔にし、水の汚染防止を目的としていること、整備箇所が施設管理センターほか36箇所に及ぶ除草、清掃、植栽管理等であることから、委託理由には合理性があると判断した。</p>
<p>令和3年度における施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>予算要求書により、除草延面積、管理工の業務内容、環境整備業務箇所、予算額が明確になっていることを確認した。</p>
<p>令和3年度における施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、また、委託料は業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>委託料の算定は、工期算出・代価表・明細書・設計書・委託内訳書・数量計算書により算定されている。</p>
<p>令和3年度における施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。</p>	<p>支払条件については、契約書上、発注者は請求を受けた日から30日以内に委託金額を支払うこととなっており、契約書に記載されたとおり支払いを行っていることを確認した。</p>
<p>令和3年度における施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。</p>	<p>業務内容の確認や、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。</p>

(4) 監査の結果

①仕様書の記載誤りについて【指摘】

環境整備業務委託仕様書を閲覧し、設計書と照合した結果、場所によって工事種類が整合していなかった。整合していない理由については、令和3年度の仕様書の管理内容に誤って令和2年度仕様書の管理内容の一部が記載されていたためである。

仕様書に沿って契約内容が進められることになるため、仕様書の記載内容については

誤りがないように確認する必要がある。

7 総合管理委託【長期継続契約】(単価契約)

契約名(委託名)	総合管理委託
事業目的	水道水の安定供給、漏水による二次災害の防止及び市民サービスの向上を図るため、福島市内全域を対象に配水及び給水施設における漏水、給水不円滑、濁水等の発生時に迅速な現地調査をもって適切な対応を行うこと
契約先	福島地区管工事協同組合
契約金額(税抜)	11,190,000 円
担当部局	配水課
契約方法	・ 随意契約 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき
契約年月日	(当初) 令和 3 年 3 月 26 日 (変更) 令和 3 年 4 月 16 日
委託期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

(1) 事業概要

水道水の安定供給、漏水による二次災害の防止及び市民サービスの向上を図るため、福島市内全域を対象に配水及び給水施設における漏水、給水不円滑、濁水等の発生時に迅速な現地調査をもって適切な対応を行うこと。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適切か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の総合管理委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>福島地区管工事協同組合は、福島市水道局指定給水装置工事業業者で組織され、福島市と非常災害時における応急給水・復旧工事に関する協定を締結しており、水道事業に対する実績があるため地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。</p>
<p>令和 3 年度における総合管理委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>福島市水道局指定給水装置工事業業者で組織された組合であること、非常災害時における応急給水・復旧工事に関する協定を組合と締結していること、水道事業に対する実績があることから適正な業務遂行が図られると判断した。</p>
<p>令和 3 年度における総合管理委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>予算要求書により、業務体制費の日数、調査業務費に要する時間、予算額が明確になっていることを確認した。</p>
<p>令和 3 年度における総合管理委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、また、委託料は業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>委託料の算定は、委託設計書（位置図、委託概要書、本工事費内訳書）により算定されていることを確認した。 ▶契約保証金の免除について（監査の結果①指摘）</p>
<p>令和 3 年度における総合管理委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。</p>	<p>支払条件については、契約書上、発注者は請求を受けた日から 30 日以内に委託金額を支払うこととなっており、特定月について契約書に記載されたとおり支払いを行っていることを確認した。</p>
<p>令和 3 年度における総合管理委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。</p>	<p>業務内容の確認及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。</p>

(4) 監査の結果

①契約保証金の免除について【指摘】

当該業務委託契約については、契約保証金が免除されている。当該契約は随意契約であり、契約保証金の免除については、福島市水道事業会計規程第 140 条第 1 項第 5 号が根拠であるが、当該条項と照らし合わせた結果、当該契約は免除には該当していない。

担当者からは、「水道局の解釈としては、第 140 条第 1 項第 4 号に規定しているものは、一般競争入札及び制限付一般競争入札に限ったものではなく、契約する相手方に必要な資格を規定しているものと解釈しており、随意契約の相手方も、この資格を有していれば過去 2 年間種類及び規模をほぼ同じくする契約を水道局又は国若しくは他の地方公共団体と 2 回以上締結しこれらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除している」との回答であったが、第 4 号は一般競争入札、指名競争入札に限定する条項と読めるため、随意契約に関する契約保証金免除の適用が明確となっていないと思われる。

今後は、随意契約において、契約保証金の免除に関する会計規程を明確にするため、見直す必要がある。

8 施設管理センター運転管理業務委託

契約名（委託名）	施設管理センター運転管理業務委託
契約先	アイテック株式会社
契約金額（税抜）	280,000,000 円
担当部局	福島市水道局
契約方法	制限付一般競争入札
単年度 or 複数年度	複数年度契約（3 年）
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	10 年（平成 24 年 4 月 1 日～）
契約年月日	令和 3 年 1 月 22 日
業務完了日	令和 6 年 3 月 31 日

(1) 業務委託契約の概要

福島市水道局は、施設管理センターをはじめとする水源施設、浄水場、受・配水施設、ポンプ施設、廃止施設、その他の施設関連設備・装置等（稼働施設 60 施設、廃止施設 24 施設、その他施設 3 施設）の運転操作監視業務、施設保守点検業務、採水業務、緊急対応業務等を民間企業に委託している。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適正か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>関連書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正かどうか確認した。</p>	<p>制限付一般競争入札の方式によっており、入札参加資格には以下のような要件も付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設維持・運転管理の登録のある者 ・ 所定の資格等を有する従業員を配置できる者 ・ 日本国内において平成 17 年度以降に最大給水量 75,000 m³/日以上の水道事業及び水道用水供給事業における浄水・送水及び排水施設等の維持・運転管理業務の実績が 3 年以上ある者 <p>公告は令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 1 月 19 日まで行われ、アイテック株式会社のみが入札に参加、入札額(税抜)280,000,000 円で落札している。</p> <p>▶競争性の確保について(監査の結果①意見)</p>
<p>関連書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。</p>	<p>当該業務は、高度な専門的技術が必要な業務及び行政サービスの向上に資する業務であり、この業務を外部に委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあ</p>

実施した手続	実施結果
	るような業務の委託には該当しないと判断した。
関連書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。	委託料の算定は、設計書により算定されている。委託設計書は「水道施設維持管理業務委託積算要領」等に従い作成され、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっていることを確認した。
関連書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうかを確認した。	委託料は設計書において根拠のあるデータに基づき算定されている。設計書に添付されている明細書や代価表、労務集計表等を閲覧した結果、委託料の算定方法は適正に行われていることを確認した。
関連書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払いは正確かどうかを確認した。	当該業務については業務委託契約書が作成され、契約締結伺において決裁の後、業務委託契約が締結されている。また、支払については履行確認後に支払が行われている。
関連書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	予定価格の算定方法に問題は見られず、適正な水準の予定価格となっている。委託料は全体として業務の内容に対し適正な水準にあるといえる。また、令和元年度や令和2年度の1箇所あたりの委託料単価と比較しても異常性は見られなかった。
関連書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかどうか確認した。	業務日誌、日常巡視点検簿、緊急対応報告書、業務実績書等で適時に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

①制限付一般競争入札の競争性の確保について【意見】

公告期間は前述の通り、令和2年12月15日から令和3年1月19日となっているものの、当該公告には、設計図書等の閲覧・貸与について、閲覧・貸与期間が令和2年12月15日から令和2年12月23日までとなっており、期間内に閲覧・貸与をしなかった場合、入札に参加できない旨が記載されている。また、事前の質問についても期間が令和2年12月15日から令和2年12月23日までとなっている。

制限付一般競争入札により契約先を決定しているが、過去10年間、同一の事業者との

契約が継続している。入札に参加している事業者数も1～2者に留まっており、競争性が十分に発揮されていない状況にある。この点、水道局では大規模な浄水場を保有していないため、事業者側の視点に立つと、公告期間の延長や、入札参加資格要件を充足する事業者への周知の強化、入札参加資格要件の見直しを行うなどして、複数事業者が入札に参加し、競争性を高めることが望まれる。

第4項 地方公営企業法会計（資産管理を含む）

1 貸倒引当金

(1) 概要

貸倒引当金とは、未収金・貸付金等の金銭債権について、回収することが困難と予想される額を評価するものであり、評価性引当金と呼ばれる。地方公営企業法施行規則第22条でも、引当金の計上要件に合致するものについて引当金の計上をしなければならないとされている。企業会計においては、「金融商品に関する会計基準」があり、その中で債権を、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権の3区分とし貸倒引当金を計上することが求められている。3区分とその定義は以下のとおりである。

区 分	定 義
一 般 債 権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか、または生じる可能性の高い債務者に対する債権
破産更生債権	経営破綻、または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

市水道局においても、水道事業会計決算書中の財務諸表注記の重要な会計方針において、「債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権区分ごとに回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。」とし、債権の回収のリスクに応じて区分して算定している。算定方法は以下のとおりである。

区 分	算定方法
一 般 債 権	過去5年間における期首未収水道料金とその年度で不納欠損となった率（貸倒実績率）の平均に年度末の未収水道料金を乗じて算定
貸倒懸念債権	最終支払から1年以上経過した未収水道料金に貸倒設定率（50%）を乗じて算定
破産更生債権	破産通知文書等が送達された債権であり債権額の100%として算定

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・貸倒引当金は、地方公営企業法施行規則等に則り、算定及び表示が適切か。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者から貸倒引当金に関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	貸倒引当金に関する基本方針を確認した。 ▶貸借対照表表示（監査の結果①指摘）
市の所管課担当者から入手した貸倒引当金の算定書等の内容を確認し、算定及び表示が適切になされているか検討する。	貸倒引当金の算定、表示について検討した。 ▶貸借対照表表示（監査の結果①指摘）

(4) 監査の結果

①貸倒懸念債権及び破産更生債権と貸倒引当金の貸借対照表表示について【指摘】

令和3年度水道事業会計決算書の水道事業貸借対照表において、3区分全ての債権と貸倒引当金は、流動資産の部に表示されている。しかし、地方公営企業法施行規則第5条では、以下のように「破産更生債権等」は固定資産の部に表示することが求められている。また、「破産更生債権等については貸借対照表上、流動資産ではなく投資その他の資産に計上すべきであり、当該破産更生債権等に係る貸倒引当金についても別途計上する。」とされている（総務省の地方公営企業会計基準見直しQ&A(3-16)）。したがって、正確な貸借対照表作成のため、貸倒懸念債権及び破産更生債権とその貸倒引当金は固定資産に表示することが望まれる。

(資産勘定の区分)

第五条 固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 投資その他の資産

2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。

三 次に掲げる資産 投資その他の資産

へ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（以下この条において「破産更生債権等」という。）であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの

2 キャッシュ・フロー計算書

(1) 概要

キャッシュ・フロー計算書は、発生主義会計に基づき作成される損益計算書に対して、1事業年度の資金の流れを明らかにするために作成される。地方公営企業法施行令第17条の2第1項第2号等では、予算に関する説明書として作成する予定キャッシュ・フロー計算書、決算に併せて提出しなければならない書類及び決算を議会の認定に付するに当たって提出しなければならない書類としてのキャッシュ・フロー計算書が定められている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

・キャッシュ・フロー計算書は、地方公営企業法施行規則に則り、適切に作成されているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者からキャッシュ・フロー計算書に関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	キャッシュ・フロー計算書の基本方針を確認した。 ▶表示について（監査の結果①【意見】）
市の所管課担当者から入手したキャッシュ	キャッシュ・フロー計算書の記載内容を確認

実施した手続	実施結果
キャッシュ・フロー計算書を確認し、適切に作成されているか検討する。	した。 ▶表示について（監査の結果①【意見】）

(4) 監査の結果

①投資活動によるキャッシュ・フローの表示について【意見】

令和3年度水道事業会計決算書のキャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フローは以下のように表示されている。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー
 有形固定資産の取得による支出
 国庫補助金等による収入
 負担金による収入
 未収金の増減額（△は増加）
 前払金の増減額（△は増加）
 未払金の増減額（△は減少）

投資活動のキャッシュ・フローの表示については、債権債務の増減額はそれぞれの関連する収入・支出に含めてキャッシュ・フロー額として表示することが通例である。

他自治体も関連する収入・支出に含めて表示しているところが多く、比較可能性を確保するために関連する収入・支出に含めて表示することが望まれる。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー
 有形固定資産の取得による支出
 国庫補助金等による収入
 負担金による収入

3 会計に関する書類における注記

(1) 概要

地方公営企業法施行規則第35条では、会計に関する書類（予算に関する説明書並びに決算について作成すべき書類、決算に併せて提出しなければならない書類及び決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならないとされている。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 二 予定キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書（以下「予定キャ

- 「キャッシュ・フロー計算書等」という。)に関する注記
- 三 予定貸借対照表等に関する注記
- 四 セグメント情報に関する注記
- 五 減損損失に関する注記
- 六 リース契約により使用する固定資産に関する注記
- 七 重要な後発事象に関する注記
- 八 その他の注記

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・会計に関する書類における注記は、地方公営企業法施行規則等に則り、適切になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者から会計に関する書類における注記に関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	会計に関する注記の基本方針を確認した。
市の所管課担当者から入手した会計に関する書類における注記を確認し、注記が適切になされているか検討する。	適切に注記が記載されていることを確認した。

(4) 監査の結果

①災害復旧事業費の注記について

市は、令和3年2月、令和4年3月と地震に見舞われたが、その他の注記として、災害復旧事業費に関し注記をしている。いずれの地震も年度末近くに発生し、特別損失として災害復旧事業費予算を確保できない中、災害直後から応急復旧工事の支出を行う必要が生じ、営業費用の原水及び浄水費、配水及び給水費予算の残額から執行した。

その結果、令和3年度においては、本来、支出額25,860千円を特別損失とするところ営業費用として処理している旨、及び修繕引当金から支出した金額についての消費税等3,725千円は、特別損失として処理した旨の注記している。

災害発生が年度末近くであったこと、営業費用に予算残額があったことから、本来とは異なる表示区分を行った結果となっているものの、処理内容を注記により説明して対応しており止むを得ないとする。

4 固定資産又は備品管理

(1) 固定資産管理の概要

福島市水道局は、地方公営企業法施行に伴い、昭和 27 年 10 月から水道事業管理者を設置し、地方公営企業として固定資産の維持管理を実施している。地方公営企業法及び同施行令並びに施行規則に基づいた福島市水道事業会計規程を制定し、当該規程に示した固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示した要綱などに従い、固定資産の管理を行っている。地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 20 号）により地方公営企業法施行令等の改正があり、補助金等により取得した固定資産の償却制度等や減損会計の導入が平成 26 年度の予算及び決算から適用されている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・固定資産又は備品の取得は法令・規則等に従い適正に行われているか。
- ・固定資産台帳又は備品台帳が整備され、固定資産又は備品の管理が適切に行われているか。
- ・固定資産又は備品の処分が適切になされているか。
- ・固定資産又は備品は効率的に利用されているか。
- ・遊休や未使用の固定資産や備品は適切に管理されているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 3 年度）の水道施設のうち 4 箇所の施設に関する固定資産台帳を閲覧し、9 件の固定資産について現場で現物との突合を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 固定資産台帳の登録状況が施設全体となっており、資産ごとの細分化した登録及び管理が十分でない。固定資産台帳の記載の精緻化が望まれる。（監査の結果①意見） ➤ 施設管理センターでのモニター画面での監視（監査の結果⑤意見） ➤ 水道メーターの管理（監査の結果⑥意見）
監査対象年度（令和 3 年度）の現地視察において確認した固定資産や備品の現物が、固定資産台帳や備品台帳に登録され適切に管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水道局が管理する備品に標識の貼付が漏れているものが散見された。（監査の結果②指摘）

実施した手続	実施結果
<p>されているか確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発電装置の設置場所について、災害時に機能停止する恐れがあるため設置場所の再検討が望まれる。(監査の結果④意見) ▶ 水位計などの物品については、遊休施設等から回収した予備品とともに台帳を作成し適切に管理している。
<p>監査対象年度(令和3年度)の固定資産台帳を閲覧し、台帳全体の整備状況について検討した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 固定資産台帳の記載状況に不明確な記載が散見される。固定資産台帳の記載の精緻化が望まれる。(監査の結果①意見) ▶ 水道事業会計決算書の重要な会計方針について注記が不明確である。(監査の結果③意見)

(4) 監査の結果

①水道局が所管する固定資産台帳の記載について【意見】

福島市の固定資産台帳の整備状況は、令和元年度包括外部監査でも指摘されていたように個別の公共施設については精度が低く、今後の公共施設の維持管理に活用できる状態にないと指摘している。監査対象年度(令和3年度)の福島市水道局の施設の一部について現物を確認し、固定資産台帳と照合した。

過年度に設置した施設は、いずれも工事一式で固定資産台帳に登録されている。例えば、現地視察で現物確認した中央部系電気計装設備工事という固定資産については、緊急遮断弁操作盤や計装計器盤などの機器とともに室温を一定に保つための空調設備も前述の固定資産に一体として計上されていた。

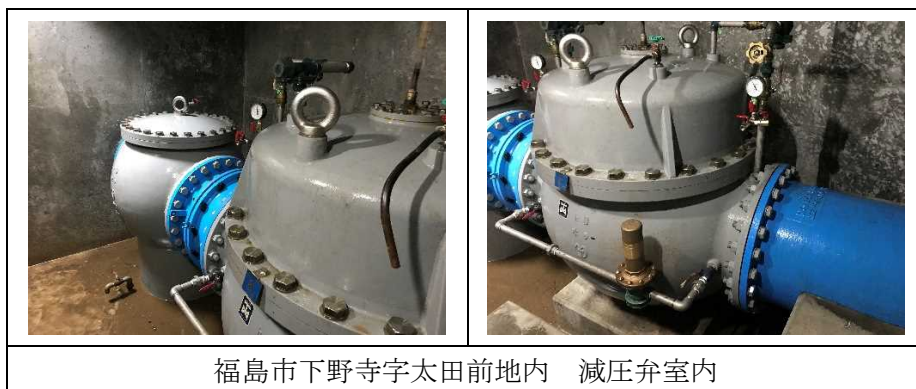


中央部受水池電気設備設置室及び設置室内空調設備

しかし、現地視察で確認した固定資産では上記写真にある監視設備や警報設備などは、独立して設置されている固定資産や物品も存在する。

また現地視察で確認した福島市下野寺字太田前地内にある減圧弁室は、固定資産台帳上は固定資産科目が構築物のその他構築物と記載があり、摘要には「減圧弁室 RC 造 1

式」と記載があるが、耐用年数 38 年と登録されていた。地方公営企業法施行規則の別表第二号（第十四条及び第十五条関係）には、「構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数」が 38 年と記載されているが、現地視察で確認した際には固定資産台帳には減圧弁設置工事という資産名称の固定資産も複数あり、その施設名には「減圧弁」や「ダクタイル鋳鉄管」、「バタフライ弁」と記載がなされており細かく分類されているようであった。



福島市下野寺字太田前地内 減圧弁室内

平成 15 年度当時の資料はなく詳細も不明となっているが、本来であれば摘要の記載内容であれば構築物の該当する種別（例えば配水設備の耐用年数 60 年）の耐用年数を適用することが妥当である。

別表第二号（第 14 条及び第 15 条関係）	
有形固定資産の耐用年数	
注 1 次の表の上欄に掲げる構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。	
構築物又は機械及び装置	耐用年数（年）
水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう	58
水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管附属設備	38
水道用又は工業用水道用機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び滅菌設備	16

福島市小倉寺字大平山にある大平山配水池は、固定資産台帳では固定資産科目が構築物の配水設備と記載し、摘要には「RC 造 2 池」と記載がなされているが、その耐用年数は 47 年と記載されていた。さらに固定資産台帳には平成 12 年 2 月 23 日に「法改正対応年数更正」との記載がなされていた。地方公営企業法施行規則の別表第二号（第十四条及び第十五条関係）では配水設備は耐用年数 60 年とされているが、あるべき耐用年数と不一致であり、法改正の内容や耐用年数 47 年を採用した理由、経過措置の有無についても当時の資料がないため不明となっている。



大平山配水池

福島市水道事業の過去の固定資産台帳は、地方公営企業法に規定されている内容と必ずしも整合していないケースが散見され、固定資産として登録していても登録内容は設備工事一式といった登録単位であり、施設内にある個々の設備の実態を反映した内容には至っていない状況にある。現在は個々の固定資産の実態を適切に把握し、固定資産台帳に登録しているが、将来の水道施設の老朽化対策や取替更新に関する計画策定及び管理運営するためには、過去の固定資産台帳の記載についての取扱を検討しておくべきである。

②備品への標識貼付の徹底【指摘】

水道施設の現地視察において、備品登録している固定資産について現物確認を実施した結果、いくつかの資産については備品として管理しているにもかかわらず、備品標識の貼付が漏れている資産が散見された。下記の机は、施設管理センター管理本館 3 階の中央監視室に置かれている備品であるが、備品の標識が漏れている机があり、中央監視室を使用している業務受託者の所有か福島市の所有物か明確に区分できない状況にあった。水道局担当者に確認したところ、平成 18 年度までは、旧渡利浄水場の運転管理を直営体制で行っていたが、浄水場廃止に伴う管理部署の見直し等により備品管理が不明確となり、管理体制が十分ではなかったため備品番号の貼付が徹底されていなかった。



施設管理センター管理本館 3 階中央監視室 机

福島市水道事業会計規程では以下のように規定している。

第 6 章 たな卸資産以外の物品

(たな卸資産以外の物品の範囲)

第 89 条 たな卸資産以外の物品（以下この本章において「物品」という。）とは、次に掲げるものをいう。

(1) 備品 比較的長期（通常の状態でおおむね 3 年以上）の使用に堪える物品（当該物品のうち専ら職員が使用する椅子及び机、公印、受贈した標本、美術品及び見本類以外の物品にあつては、その取得価格の税抜額（取得価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額をいう。）がおおむね 3 万円以上 10 万円未満のもの、取得価格が不明又は特殊な条件によって取得したものにあつては、市場価格を基礎として評価した価格の税抜額（評価した価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額をいう。）が 3 万円以上 10 万円未満のもの）をいう。

(2) 消耗品 1 回限りの使用で消耗する物品その他短期間に消耗する物品、短期間に消耗することはないがその性質上長期間使用することに適さない物品及び備品類似のものではあるが、備品とはされない物品をいう。

(備品の分類)

第 89 条の 2 備品は、別表第 3 に定めるところにより、分類する。

(標識)

第 89 条の 3 備品には、標識を付さなければならない。ただし、性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。

別表第 3（第 89 条の 2 関係）

- (1) 机類
- (2) 椅子類
- (3) 戸棚類
- (4) 箱類
- (5) 金庫類
- (6) 事務用機器類
- (7) 製図器具類
- (8) 計器類
- (9) 室内用品類
- (10) 電気機器類
- (11) 写真機器類
- (12) 工具類
- (13) 図書類
- (14) 車両類
- (15) 貸与類
- (16) 暖房機器類

- (17) 医療機器類
- (18) 水質分析用機器類
- (19) その他の備品類

備品については、建物や管路などの固定資産と異なり、耐用年数が比較的短く、取替や更新が頻繁に行われる可能性がある資産である。将来の更新や現物管理を踏まえて上述の規定が定められているものと思料する。市の財産管理や将来の更新計画の観点から施設内にある備品については全てに標識の貼付を徹底し、定期的な現物確認を行うべきである。そして、実施した現物確認において使用していない備品がある場合には廃棄し、所在不明の備品については備品台帳から除外すべきである。

③福島市水道事業会計決算書への適切な注記記載【意見】

監査対象年度である令和3年度福島市水道事業会計決算書を閲覧したところ、決算書の重要な会計方針の2. 固定資産の減価償却の方法における主な耐用年数を記載している注記事項で、構築物の耐用年数は40年と記載されていた。監査人が現地視察の際に入手した一部施設の固定資産台帳を閲覧したところ、個々の資産の耐用年数は38年から60年となっていた。

水道局では、構築物や機械及び装置についてはその他の資産と比べ数が多く、また種類も多岐に及び耐用年数が個々別々となるためそれぞれの主となる資産の耐用年数を継続して表記していた。

地方公営企業法施行規則には、以下の通り規定されている。

第九章 注記

(注記の区分)

第三十五条 会計に関する書類（法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第九項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 二 令第十七条の二第一項第二号に掲げる予定キャッシュ・フロー計算書及び令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書（以下「予定キャッシュ・フロー計算書等」という。）に関する注記
- 三 予定貸借対照表等に関する注記
- 四 セグメント情報に関する注記
- 五 減損損失に関する注記
- 六 リース契約により使用する固定資産に関する注記

七 重要な後発事象に関する注記

八 その他の注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第三十七条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計に関する書類の作成のために採用している会計処理の基準及び手続並びに表示方法その他会計に関する書類の作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 資産の評価基準及び評価方法（第八条第三項第二号の規定に基づく固定資産の評価に係る評価基準及び評価方法を除く。）

二 固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上方法

四 収益及び費用の計上基準

五 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

水道事業会計決算書など書類に関しては重要な会計方針に係る事項に関する注記として、固定資産の減価償却の方法を記載し、科目毎に耐用年数を注記事項として記載している。主な資産の耐用年数を記載しても前述のように種類が多岐に渡るのであれば、例えば建物であれば15年から50年と記載しているため、平仄を合わせる観点からも他の資産と同様に幅を持った耐用年数の記載にするか見直しを検討すべきである。

④発電装置の設置場所の再検討【意見】

施設管理センター（旧渡利浄水場）の現地視察において、管理本館入口脇に発電装置が設置されているのを確認した。水道局担当者に確認したところ、設置されたのは渡利浄水場が廃止され受電設備更新した時期のものと確認している。

施設管理センター（旧渡利浄水場）

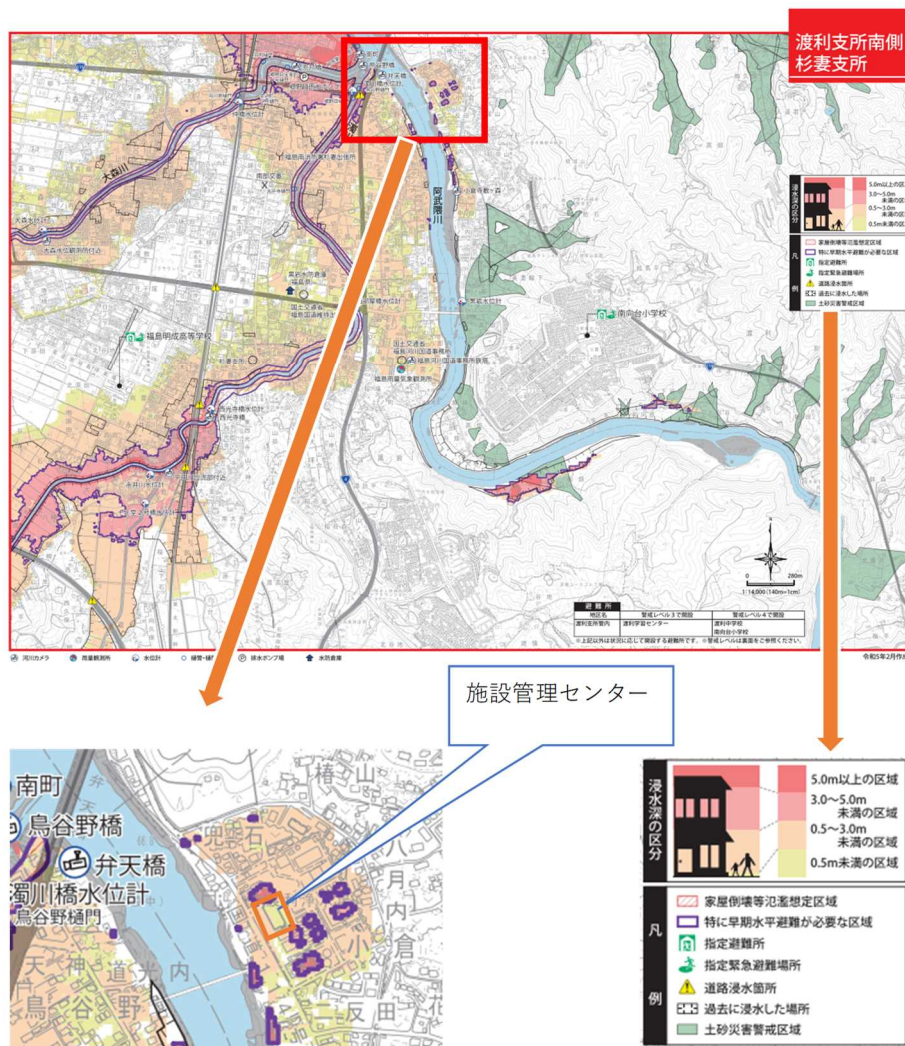
管理本館脇 発電装置



施設管理センターは旧渡利浄水場内にあり、取水及び配水上の関係から阿武隈川からほぼ近接した位置にあるが、発電設備は地上よりかさ上げせずに設置している。福島市が現在公表している洪水ハザードマップにおいて、設置場所付近は特に早期水平避難が必要な地域に指定されているが、発電装置の設置場所は早期に水平避難が必要な場所には含まれていないものの、近年の台風や大雨などの災害においては浸水により発電装置

が水没するおそれがあり、設置場所としては必ずしも適切であるとは言えない。

当時は設置場所の確保等から地上に設置することとなったと思料するが、昨今の異常気象による災害時の公共インフラを守る観点からは災害時の対応として、設置場所の再検討が望まれる。



(出典：福島市洪水ハザードマップ)

⑤施設管理センターでのモニター画面での監視について【意見】

中央部受水池等には、不審者の侵入や故障等を察知するために、監視カメラが設置され常時稼働している。しかしながら、施設管理センターの3階の監視室を視察したところ、それらを受信し、モニター画面で常時監視することはなされていなかった。異常があった場合、電話回線で監視員の携帯にデータが送信され、必要に応じて携帯画面で確認し対応しているとのことであった。モニター画面での監視は、従来の携帯回線サービスが2026年に終了するのに対応し、光回線に切り替えてモニター画面での監視にするとのことであったが、受

水池等は、その重要性から、早期にモニター画面での常時監視を行うことが望まれる。

⑥撤去された水道メーターの管理について【意見】

水道メーターは、計量法で有効期限が 8 年と定められており、8 年を超えない期間にて交換されているが、取り外された水道メーターは施設管理センターで一時保管され、その後更生され修理品として再利用されるほかスクラップとして売却されており資産価値がある。

万一不正に流出した場合には取引される可能性もあることなどを勘案すれば保管の方法を検討する必要がある。



⑦水位計などの物品管理

旧渡利浄水場にある施設管理センターの現地視察の際、施設管理センター1 階の電気室に水位計が数台箱詰め保管されており、中には将来のため購入した新品の投込み式水位計が保管されていた。新品の投込み式水位計については固定資産台帳に登録されているか確認したところ、令和 4 年 3 月 31 日に自己財源にて取得したことを徴求した固定資産台帳により確認した。また独自に水位計管理台帳を作成し、他の施設から引き揚げてきた水位計とともに管理している。

施設管理センター管理本館倉庫 投込み式水位計



その他倉庫内には、以前稼働していた水道施設等から回収し、予備品として保有している原水濁度計などの器具も保管していた。これらも以前、施設全体を固定資産として

管理していたため、機器単体の固定資産台帳の登録はなされていなかったが、市の所有物として水質機器管理台帳を作成し、施設管理センター電機係が管理している。



上述の物品は今後も利用できる水道局で判断し、予備品として保有しているものである。過去に予算措置を行い取得したものであれば、市の財産として帳簿を作成し、所管課で適切に管理されていることは望ましいものとする。

5 遊休地・廃止施設について

(1) 遊休地・廃止施設の概要

平成19年(2007年)に摺上川ダムからの受水による供給体系の変更等により渡利浄水場を始め、市内各所の配水池、ポンプ所、水管橋、水源地等40カ所で遊休地・廃止施設となっている。施設に関しては減損会計を適用することにより土地を含め減額処理しているが、土地等の回収可能価額が見込まれるものは回収可能価額まで減額しており、その評価額が合計256,807,599円となっている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・遊休地・廃止施設の管理は適正に行われているか。
- ・遊休地・廃止施設の減損処理は適切に行われているか。
- ・遊休地・廃止施設の処分が検討されているか。
- ・遊休地・廃止施設の年間維持費用が把握されているか。
- ・遊休地・廃止施設が財務諸表に適切に表示されているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
遊休地・廃止施設の有無について、所管部署に質問した。	遊休地・廃止施設概要一覧表を入手した。
遊休地・廃止施設概要一覧表について減損処理を実施した対象、実施時期等について質問した。	平成 27 年度決算において、地方公営企業法の改正に伴う減損処理を行った。なお令和元年度に過年度に実施した減損処理を修正している。 ▶再評価の必要性について（監査の結果①意見）
遊休地・廃止施設について、処分が検討されているかどうか質問した。	現時点で処分済、処分確定、処分確定見込のある物件がないとの回答を得た。 ▶再評価の必要性について（監査の結果①意見）
遊休地・廃止施設概要一覧表について、個別に年間維持管理コストに関する情報を収集した。個別の施設について、維持管理コストが発生していない箇所について、その理由をヒアリングした。	維持管理コストについては、除草作業などによるものである。維持管理コストが発生していない施設については、水管橋、操作室、加圧ポンプ所などであり除草作業等が発生しない施設である。 ▶遊休地・廃止施設に係る維持管理費について（監査の結果②意見）
遊休地・廃止施設について、一部駐車場、資材置場として賃貸している物件について、収入額に関する情報を収集すると共に、維持管理コストが財務諸表の表示についてヒアリングした。	賃貸料収入については、営業外収益に計上し、維持管理費用は、水道局で所有している施設の維持管理として営業費用にて対応している。 ▶維持管理費の損益計算書における表示について（監査の結果③意見）

(4) 監査の結果

遊休地・廃止施設として入手した一覧表の集約は、以下の通りである。

	用地面積	登載金額（円）	貸付料（円）	維持管理費（円）
浄水場	41,873.91㎡	183,805,704	13,973	9,979,000
配水池	4,999.00㎡	13,169,993	0	5,714,000
ポンプ所	37,780.29㎡	12,085,169	0	5,316,000
水管橋	267.00㎡	69,000	0	0
水源地	2,120.00㎡	3,613,550	100,050	1,355,000
深井戸	1,964.00㎡	9,023,941	0	245,000
高架水槽	2,364.00㎡	35,040,242	19,691	787,000
調整池	635.00㎡	0	0	122,000
計	92,003.20㎡	256,807,599	133,714	23,518,000

処分可能性：該当地区の用途区分は市街化区域、調整区域となっており建築制限等により容易に処分が進んでいない。また、配水池等の特定用途に用いられる土地の形状がそもそも変形地であることが多く、処分が進んでいない状況である。旧渡利浄水場は、33千㎡と広大であり、処分を予定しているものの処分費用も高額になると見込まれている。

収入：遊休地・廃止施設を駐車場、資材置き場等で使用しているケースはあるが、3カ所に限定され収入合計も133千円程度で維持管理費用を賄える金額とはなっていない。

支出：主に除草等の維持管理費用が年間23,518千円発生している。

①再評価の必要性について【意見】

遊休地・廃止施設については原則として減損処理を行っているため、上記表の登録金額は主に土地価額であるが、使用目的が制限されていることから処分価値について評価・検討している資料を残すことも必要であると考えます。

②遊休地・廃止施設に係る維持管理費について【意見】

遊休地・廃止施設は、本来の水道水を供給する施設以外であり、除草等で発生している維持管理費については、収益への貢献がなく、その一方で支出は水道料金から負担していることから、維持管理費を削減する方法や売却処分、他の用途への転換などの方法を検討する必要がある。

③維持管理費の損益計算書における表示について【意見】

施設の維持管理として損益計算書上は営業費用としているが、収益への貢献がないことから、営業外費用に計上すべきと考えます。

6 会計規程について

(1) 概要

水道局では、地方公営企業法を全部適用しており、福島市水道事業会計規程を別途設

けている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・会計規程は適正に策定されているか。
- ・個別の項目について記載内容は十分か。
- ・現行の会計規程で検討する余地はないか。
- ・会計規程が適切に管理運用されているか。

(3) 実施した監査手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
会計規程が適切に策定されているかどうか、現行会計規程を検討した。	会計規程は策定されていることを確認した。
個別の科目について、規定内容が十分かどうか検討した。	個別の科目について規定されていることを確認した。 ▶規程の整備（監査の結果①意見②意見）
会計規程の内容と会計処理の関係を検討した。	会計処理が適切に実施されていることを確認した。

(4) 監査の結果

①引当金に関する規程の整備【意見】

現行の会計規程において個別に規定されている項目は、収入・支出、前受金、預り金、預かり有価証券、たな卸資産、たな卸資産以外の物品、固定資産、引当金、リース取引となっている。

引当金については、退職給付引当金のみが規定されているが、賞与引当金、法定福利費引当金、貸倒引当金については規定されていない。個別具体的な計算方法は別途内規等によるとしても、今後、会計規程に規定することが望ましい。

②固定資産の減損に関する規程の整備【意見】

地方公営企業法改正に伴い、平成 26 年度より固定資産の減損会計が可能となり、福島市水道局では平成 27 年度から導入し、多額の減損損失を計上している。固定資産に係る会計規程は、通則、取得、管理及び処分、減価償却、使用及び借受けに限定されており、減損会計に関する事項は規定していない。減損会計の適用に当たっては、グルーピングの方法や減損損失の認識、測定において複数の判断が求められることから、会計規程と

して文書化することが望ましい。

7 損益計算書の表示について

(1) 特別利益、特別損失の表示について

損益計算書における勘定科目の区分のうち、損益勘定の区分における特別利益、特別損失については、地方公営企業法施行規則で下記のようになっている。

特別利益：固定資産売却益、過年度損益修正益及びその他特別利益の項目の区分に従い、細分しなければならない。

特別損失：固定資産売却損、減損損失、災害による損失、過年度損益修正損、その他特別損失の項目の区分に従い、細分しなければならない。

損益計算書における特別利益、特別損失の表示は以下の通りである。

(金額単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別利益	4,816,343	2,569,683	88,603,863	735,618	45,707,676
固定資産売却益	1,410,229	229,681			
過年度損益修正益	3,406,114	2,340,002	6,094,323	735,618	904,676
その他特別利益			82,509,540		44,803,000
特別損失	2,145,625	1,784,930	14,420,007	315,550	1,093,928
災害による損失			6,917,000		
固定資産売却損	54,519	13,440			
過年度損益修正損	2,091,106	1,771,490	7,503,007	315,550	1,093,928

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 現行の決算書の表示が地方公営企業法施行規則に準拠しているかどうか。

(3) 実施した手続および実施結果

実施した手続	実施結果
平成 29 年度以降、直近の令和 3 年度決算書の記載を閲覧することにより地方公営企業法施行規則に準拠しているかどうかを検討した。	基本的に法令に準拠している ▶特別損益項目の表示について（監査の結果①意見）

(4) 監査の結果

①特別損益項目の表示について【意見】

水道事業に係る損益計算書には、毎期特別損益項目が掲記されている。本来、特別損益項目は、事業の通常の経営に伴うものでなく、臨時かつ巨額の場合に用いられる項目である。現行の損益計算書には、原子力損害賠償金などの多額の項目がある一方で、固定資産売却損は数万円程度でも特別損失に計上されている。少額である場合には、特別損益項目を用いるか否か検討する必要がある。

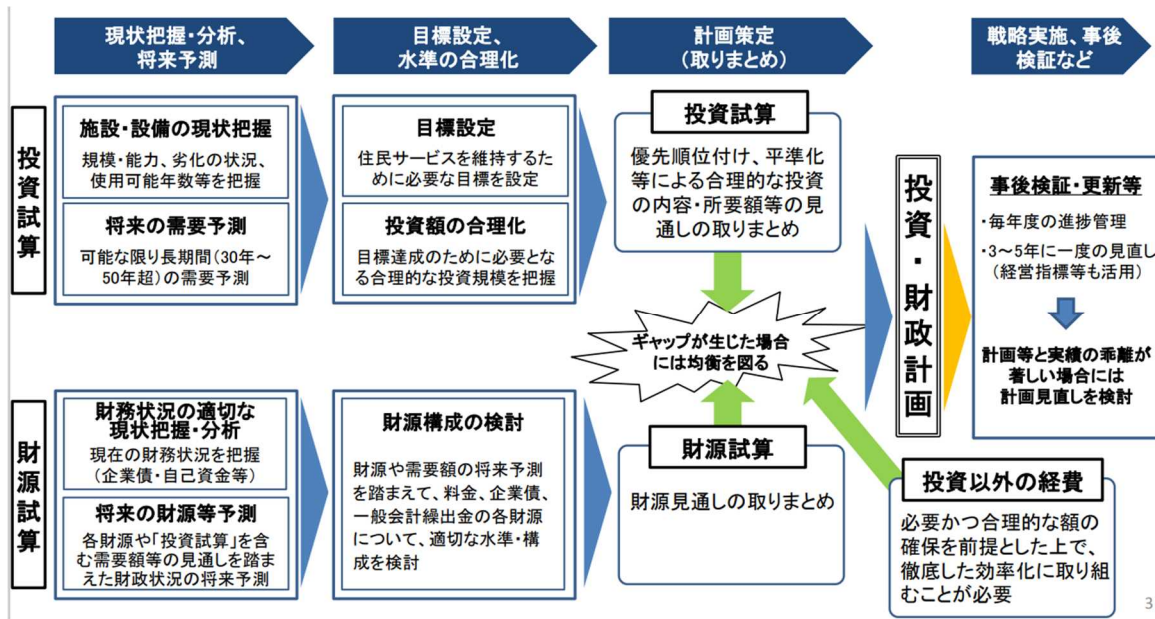
第5項 経営戦略

(1) 経営戦略策定の経緯

総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）が発出され、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まれるように要請されている。また「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日付総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。以下「策定推進通知」）が発出され、各地方公共団体に対して「経営戦略策定ガイドライン」を示し、平成32年度までの「経営戦略」策定が要請されている。

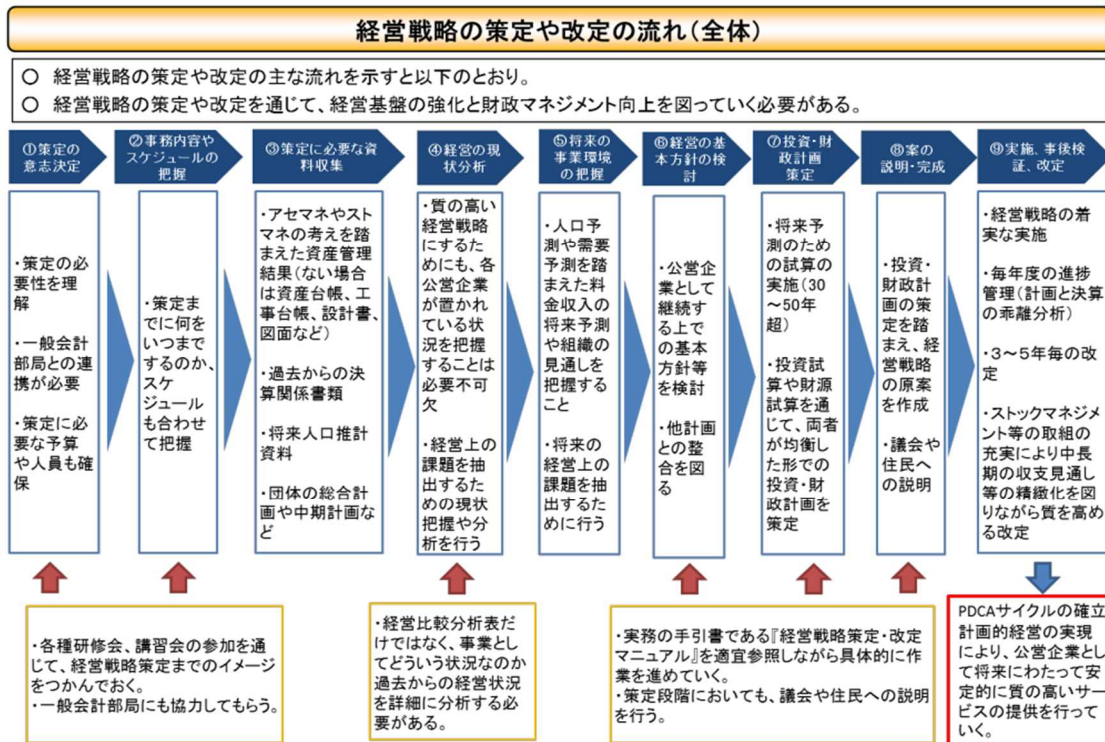
(2) 経営戦略の基本的な考え方

「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（「投資試算」）と財源の見通しを試算した計画（「財源試算」）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画である。また、組織効率化・人材育成や広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することが求められる。



(出典：公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成 26 年 8 月 29 日付通知) の概要)

経営戦略策定・改定ガイドラインでは、経営戦略策定後も取組を毎年度、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な見直しを行うことにより、経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールと位置付けられ、策定過程において、経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機となるものと位置づけられている。



(出典：経営戦略策定・改定マニュアル 令和 4 年 1 月改定)

(3) 福島市水道事業における経営戦略

総務省では、公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要とはしているものの、施設の老朽化や人口減少により経営環境の厳しさが増加していることから中長期的な視野に基づき計画的な経営の取組、徹底した効率化、経営健全化のために、経営の基本計画である「経営戦略」を策定するように通知している。

福島市では、経営戦略という名称での計画はないものの、総合計画を元にした「ふくしま水道事業ビジョン」「福島市水道事業経営計画」を経営戦略と位置付けている。

水道事業に関する策定・改定に係る留意事項に沿って、福島市水道局からヒアリングした結果は以下の通りである。

留意事項	ヒアリング等結果
①人口減少社会の到来や節水型社会への移行、施設の老朽化や近年頻発する自然災害など、経営観環境が変化していることから、将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な視点に立った経営を行う必要があること。	人口予測の方法としては、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を参考にしている。
②投資規模については、将来的な需要動向を的確に把握した上、施設の更新や統廃合の見通しを踏まえた「投資試算」の取りまとめを通じ、その合理化を図る必要があること。なお、老朽化・災害対策等については、水道が基礎的なライフラインであることから、適切な水準設定を行った上で計画的に実施する必要があること。	老朽管更新工事、費用平準化に重点を置いて策定しているが、明確に試算していない部分がある。また更新に当たっての新規分はない。なお、投資の合理化という観点では水道情報管理システムの導入が挙げられる。今後の活用が課題ではある。
③水道料金については、原価主義の原則に基づき、更新財源や災害対策等に要する経費を適切に確保するとともに、需要者間の負担の公平の要請に対応した料金体系を整備する必要があること。	令和 7 年度までの財政計画については、月次の所要資金が確保可能となるよう計画しており、当面、料金体系は変更しない方針となっている。
④職員給与費、動力費等の維持管理費については、「水道事業経営指標」等の経営指標の積極的な活用を図り、給水人口規模等の類似する他の事業者の経営状況等を参考にし、そ	100 年先を見据えた耐用年数の考え、当年度実施しない場合でも費用平準化として年 17 億円程度を想定している。

留意事項	ヒアリング等結果
の節減に努める必要があること。	
⑤事業の統合・広域化については、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制を確立していくため、地域の特性を踏まえるとともに、事業の規模、効果等を勘案し、経営・管理等の一体化も含め、幅広く推進する必要があること。	長期的な展望にたち摺上川ダムにおける水源の確保、福島地方水道用水供給事業団からの受水、飯野町との合併により飯野町上水道の譲受、土湯・高湯・茂庭の公営簡易水道事業を統合した。
⑥民間的経営手法の活用については、地域や各事業者の実情を踏まえ、指定管理者制度や民間委託等の活用のほか、公共施設等運営権方式を含む PPP/PFI の活用を積極的に検討する必要があること。	施設管理センターの運営、水道料金の徴収業務など民間委託を行っているが、公共施設等運営権方式は未だ検討していない。

(4) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 経営戦略の策定は適切か。
- ・ 経営戦略に合理性があるか。
- ・ 経営戦略の策定に当たり基礎データは明確になっているか。
- ・ 算定方法は適切か。
- ・ 過去の経営戦略は評価されているか。
- ・ 経営戦略の見直しはされているか、過去の評価結果を反映しているか。

(5) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
第3期財政計画(案)策定についての資料を通読し、必要に応じて担当者に質問を実施した。	財政計画(案)の内容を検討し、経営戦略改定の趣旨に沿っていることを確認した。
人口予測については、担当者に質問し、予測の考え方、予測方法について説明を受けた。	人口予測については、特殊要因が含まれていることを確認した。
過去の経営戦略については、経営戦略の改定に当たり、どのように評価したかを質問により確認した。	個別に質問し、回答を得た。

(5) 監査の結果

①人口予測について

将来の計画を策定する際に、最も重要な位置付けの一つとして料金収入があり、料金収入の将来見込を算定するためには将来の人口推計が必要となる。

将来の人口推計は、通常は国立社会保障・人口問題研究所からのデータが基礎なるが、東日本大震災以降の将来人口推計結果は、福島県全体は示されているものの、福島市の個別データは公表されていない。そのため福島市では以下のプロセスにより人口推計を行っている。

水需要予測における人口推計のプロセス

①日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)より福島県全体の将来人口の推計結果を推計の基礎とする



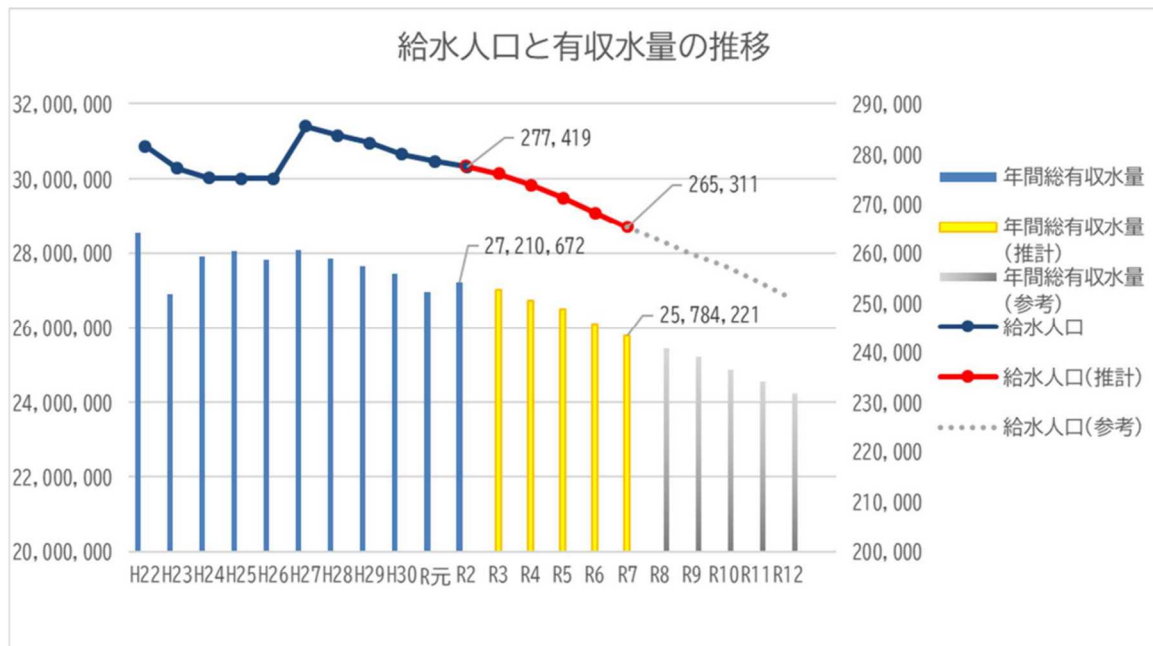
②福島県の推計人口(福島県 統計課)より福島県における福島市の占める割合を求める



③住民基本台帳(福島市役所 市民課)より10月1日から翌年4月1日における人口変化率を求める



① × ② × ③ = 将来推計人口



基本的な将来推計人口の市町村別データは、国勢調査の結果によっているとのことであり、令和元年度の調査結果では、福島市のデータが明示される見込みである。

第6項 事業計画

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、市の所管課担当者から事業計画に関してヒアリング及び入手した事業計画書等の内容を確認し、諸資料を閲覧することにより、事業計画の内容及びその評価が適切になされているか検討する手続を実施した。

(1) 監査の結果

① 「事業評価総括調書 総合評価及び達成状況」の記載について【意見】

令和2年度分を閲覧したところ、最終評価等についての説明が不十分と思われる箇所があるため、次年度以降の評価では留意して頂きたい。

基本方針2：災害に強い水道の構築 戦略目標2：水道施設の機能強化

アクションプラン	事業名	コメント
施設耐震化の推進	重要施設における耐震化の推進	評価指標として「基幹施設の耐震化率」とあり、事業達成率は100%であるのに、進捗状況評価はBである。説明では「基幹管路の更新については計画通りの進捗とならなかった」とありBとなったことも理解はできるが、それならば評価指標として基幹管路も入れるべきと考える。

アクションプラン	事業名	コメント
水運用機能の強化	水運用機能強化の推進	評価指標として「各種計画策定の達成率」とあり、事業達成率は90.01%であるのに、進捗状況評価はCである。説明を読んでも進捗状況評価を悪くした理由は不明であり、理由を明確に記載すべきと考える。

基本方針2：災害に強い水道の構築 戦略目標3：災害対策の強化

アクションプラン	事業名	コメント
相互応援体制の充実	他事業体との総合応援に関する協定等の締結	評価指標として「都市間協定数」とあり、事業概要では「協定等締結する」として整合しているが、計画値は新規事業であることもあってか、「締結先の選定・協定内容検討」とされ、検討を行ったことから、事業達成率は50%とされているが、あくまで「都市間協定数」が評価指標とあり、新年度で協定まで見込めない場合は計画値を0とし、それに対して評価を行うか、あるいは、評価指標を選定・内容も含めた事業進捗率とし、それにもとづき評価を行うべきと考える。

基本方針3：持続可能な水道経営 戦略目標1 経営基盤の強化

アクションプラン	事業名	コメント
業務の品質管理強化	設計マニュアル・共通仕様書の適時改正	評価指標として「監督員研修会開催回数(年)」とあり、開催されなかったため、事業達成率は0%となっているが、進捗状況評価はBとなっている。説明では「コロナ禍の影響により開催されなかった」との記載のみであり、他に補完手続で対応したとの記載もない。評価をBとするならば、説明で補完手続につき言及するか、さもなければ評価を下げるべきだったと考える。
水需要減少への対策	個別受給水契約制度の実施	評価指標として「制度の効果検証」とあり、事業達成率は100%となっている。説明では「(契約制度を利用したため)新たに地下水へ転換したお客様はいない」ことを契約制度の効果検証としているが、逆に、地下水使用者の契約制度を利用した水道使用への転換については言及されておらず、効果検証としては弱く、評価指標としては、「個別受給水契約件数」等とすべきと考える。
上水道加入の促進	上水道加入促進のための制	評価指標として「給水普及率」((給水人口/給水区域内人口)*100)とあり、事業達成率は99.80%(計画値99.35%に対

アクションプラン	事業名	コメント
	度整備	し、実績値 99.15%と減少) となっている。説明では「各助成制度を利用した加入促進に努めることができた」とされている。確かに、助成制度の利用により加入されれば給水人口は増加するが、給水区域内人口の増減によって、給水普及率は増減してしまい、評価指標としては弱く、評価指標としては、「上水道への切り替え数」等とすべきと考える。
上水道加入の促進	上水道加入促進のための営業活動	評価指標として「給水普及率」((給水人口/給水区域内人口) * 100) とあり、事業達成率は 99.72% (計画値 99.42% に対し、実績値 99.14%と減少) となっている。説明では「制度の周知徹底を図り、また、支所説明及び地区説明会を実施した」とされている。確かに、営業活動により加入されれば給水人口は増加するが、給水区域内人口の増減によって、給水普及率は増減してしまい、評価指標としては弱く、評価指標としては、「上水道への切り替え数」等とすべきと考える。

②水道料金の見直し検討について【意見】

水道料金に関しては、市は、平成 17 年及び受水費用の減少を契機とした平成 28 年に見直しを行い現在に至っている。そして、「第 3 期財政計画」期間中の令和 7 年度までは現在の料金体系を維持することとしている。今後、給水人口の減少や更新投資増加等も予想されるが、財政計画の公表にあたっては策定内容についてより丁寧に説明していくことが望まれる。

③水道料金に関する広報について【意見】

「ふくしま水道事業ビジョン」の策定に当たっては、水道利用者にアンケートを実施している。回答では、水質確保が最も重要という意見が多かったが、水道料金については対象者の 62.2%が高いと感じているという結果であった。この後、前述した広報誌「SuRiKaMi」5 号で水道料金の改定について、また、同 10 号から 12 号でも水道料金に関して記事が組まれているが、その後、直近の 31 号に至るまで水道料金に関する記事がない。水道料金は、水質確保と並んで水道利用者の関心事であり、今後も定期的に丁寧に説明して行くことが望まれる。

第7項 水道料金

(1) 概要

i 水道料金収入

水道料金収入は、市が経営する水道事業の給水についての利用料金であり、私債権（非強制徴収債権）である。消滅時効は、改正民法施行前に生じた債権は2年、改正民法施行後に生じた債権は5年である。水道料金収入については、福島市水道条例、福島市水道条例施行規程等によって、また、債権管理については、福島市債権管理条例、福島市水道局債権管理に関する規程等によって定められている。

直近5か年度の調定額等の金額、件数の推移は以下のとおりである。

(金額単位：円)

年度		調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額	件数
平成29年度	現年	7,013,585,270	715,557	6,384,075,197	647,836	0	0	629,510,073	67,721
	過年度	632,444,276	70,399	620,597,218	68,317	2,742,696	632	9,104,362	1,450
	合計	7,646,029,546	785,956	7,004,672,415	716,153	2,742,696	632	638,614,435	69,171
平成30年度	現年	6,990,772,838	718,029	6,347,035,075	646,278	0	0	643,737,763	71,751
	過年度	639,868,269	69,606	625,851,205	67,431	2,780,763	616	11,236,301	1,559
	合計	7,630,641,107	787,635	6,972,886,280	713,709	2,780,763	616	654,974,064	73,310
令和元年度	現年	6,967,371,236	721,750	6,329,632,083	653,080	0	0	637,739,153	68,670
	過年度	654,823,633	73,450	641,833,339	71,615	7,469,234	656	5,521,060	1,179
	合計	7,622,194,869	795,200	6,971,465,422	724,695	7,469,234	656	643,260,213	69,849
令和2年度	現年	7,050,886,302	724,913	6,415,168,377	656,737	0	0	635,717,925	68,176
	過年度	643,795,607	70,104	635,047,917	68,492	4,776,627	485	3,971,063	1,127
	合計	7,694,681,909	795,017	7,050,216,294	725,229	4,776,627	485	639,688,988	69,303
令和3年度	現年	7,015,291,067	729,515	6,401,037,856	661,127	0	0	614,253,211	68,388
	過年度	639,247,430	69,438	632,235,630	67,865	1,634,814	355	5,376,986	1,218
	合計	7,654,538,497	798,953	7,033,273,486	728,992	1,634,814	355	619,630,197	69,606

検針業務、調定及び収納業務は、以下のとおりである。

①検針業務

検針は、市内利用者を奇数月と偶数月に分け、水道料金お客さまセンターの業務委託先担当者が各利用者を訪問、毎月25日までの間に検針結果をハンディーターミナルに入力する。入力した結果は水道料金システムのホストコンピュータに取り込まれ自動計算、前回の検針と今回の検針の差が今回の水量となるが、システムで異常と判定された場合には、再調査を行い状況に応じデータの修正を行う。異常となるのは、漏水等の事故が考えられる。

②調定及び収納業務

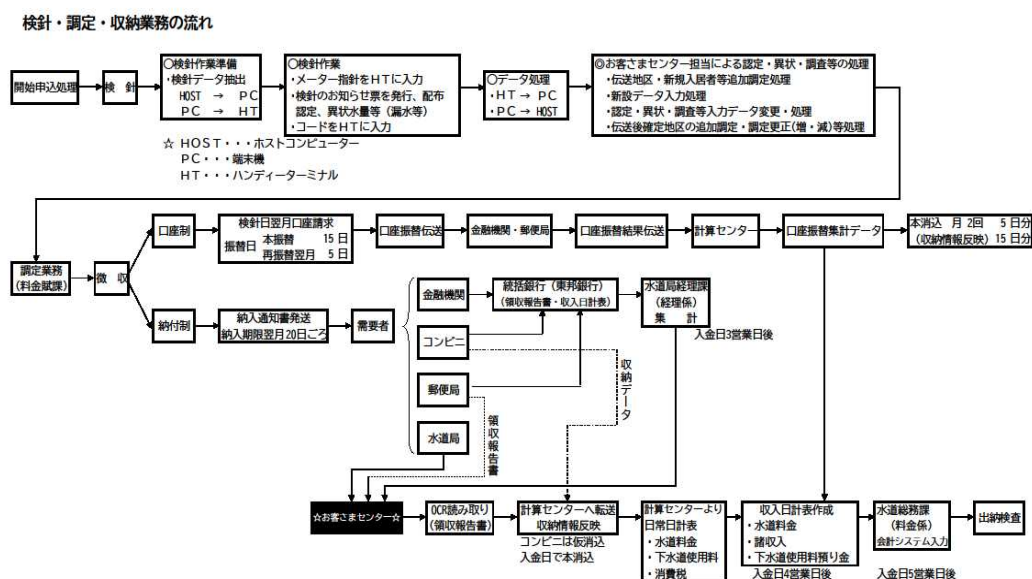
水量が確定すれば調定、請求、徴収業務となる。徴収は口座制と納付制の2つの手段がある。口座制の場合、翌月の15日に本振替となり、残高不足等のため引落ができない場合は翌月の5日に再振替となる（7月調定であれば、8月15日本振替日、9月5日再振替日）。納付制の場合は月末に納入通知書を発送し、翌月20日ごろを納期限とする（7月調定であれば8

月 20 日が納期限日)。納付できるのは金融機関、コンビニ、郵便局、水道局（令和 2 年度からはスマートフォンアプリでの決済による納付も開始）があるが、その場合の入金情報は東邦銀行に集約される。口座制と納付制、いずれの収納情報も、東邦銀行からホストコンピュータに転送され、そこで消込業務が実施される。二重払い等のエラーが生じた場合は記録され、後日還付されることになる。

口座制の方が確実であり事務手数料も安価であるため、市としては口座制を推進したく年に 1 回検針時、納付制の利用者に口座制移行の勧奨通知を行っている。口座制と納付制の直近 3 か年度の推移は以下のとおりである。若干ではあるが、口座制の比率が高まっている。

		令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
口座制	件数 (件)	546,783	540,859	534,707
	比率 (%)	74.96%	74.54%	73.75%
納付制	件数 (件)	182,675	184,722	190,366
	比率 (%)	25.04%	25.46%	26.25%
合計	件数 (件)	729,458	725,581	725,073
	比率 (%)	100.00%	100.00%	100.00%

検針、調定及び収納業務のフローは以下のとおりである。



ii 債権管理

①督促・給水停止業務

再振替にもかかわらず振替ができなかった場合には、督促状を再振替の4営業日までに発送する。督促後も未納の場合、給水停止予告通知書を調定から3か月後の月上旬に発送し、さらに未納の場合に給水停止予告再通告書を給水停止予定日の1週間前頃に発送、同時に電話連絡や直接訪問により納入催促も実施し、給水停止執行を防ぐ措置を講じている。それでも未納の場合、給水停止執行を調定から3か月後の月下旬に実施し閉栓となる（7月調定であれば、9月5日が再振替日、9月9日が督促状発送日、10月上旬から中旬が給水停止予告通知書・給水停止予告再通告書発送日、10月下旬が給水停止執行日）。給水停止後、納入されれば再開栓、利用可能となる。数日以内に納入してくる利用者が大部分であるが、納入せず滞納者となってしまう場合もある。

また、資力不足、大量漏水発生等の事故等の理由により一時に全額納入できない利用者については、履行延期の特約等を定め、分納によることも妨げないとしている。その場合、給水停止前に分納計画を記載した納入確約書を提出させ、計画に従って納入する措置を講じており、その後、計画通り納付できない場合には給水停止の扱いとしている。

なお、生活困窮者に対しては、水道料金お客さまセンターの窓口健康福祉部の福祉支援のパンフレットを用意して生活保護の申請等の案内をしている他、健康福祉部や地元の民生委員と連携して対応に当たっている。令和3年度では2件対応し、内1件については生活保護の申請が行われ納付可能となった利用者がいた。

直近3か年の督促状発送から給水停止執行までの推移は以下のとおりである。

	令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	件数(件)	割合	金額(円)	割合	件数(件)	割合	金額(円)	割合	件数(件)	割合	金額(円)	割合
調定	729,515	100.00%	7,015,291,067	100.00%	724,913	100.00%	7,050,886,302	100.00%	721,750	100.00%	6,967,371,236	100.00%
督促	34,055	4.67%			34,971	4.82%			38,195	5.29%		
再通告書発送	7,153	0.98%			7,627	1.05%			8,620	1.19%		
給水停止執行	1,573	0.22%	6,126,270	0.09%	1,639	0.23%	4,737,512	0.07%	2,867	0.40%	5,432,570	0.08%

②滞納管理業務

給水停止執行となった滞納者に関しては、業務委託先担当者が現地調査や住民票調査（法人の場合は法務局調査）により所在確認を行い、転居先を突き止めた場合には、転居先訪問や催告文書送付、電話催促等を行い可能な限り徴収に努めている。高額未納者で回収見込みがある場合には支払督促等の法的措置を講じる。

なお、滞納整理業務は、原則として業務委託先担当者が行うが、その交渉記録等は水道料

金システムに入力され局側でも随時閲覧、共有され、特に困難な案件の場合には局担当者がアドバイス等も行っている。

・不納欠損処理業務

所在・連絡先不明、死亡、倒産等により最終的に徴収不能となった滞納者、また、最終支払日から起算し時効期間が満了となった滞納者の債権に関しては、毎年2月頃に開催する不納欠損検討委員会にて検討を行い、決定したものについて債権放棄とし、決算にて不納欠損処理を行う。債権管理条例では、「市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。」としている。

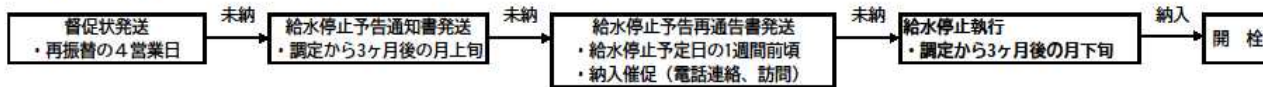
また、市は、債権放棄及び不納欠損とした債権について、決算日までに納入があった場合は、不納欠損処理を戻し債権として納入の受入れを行うが、新年度以降の納入に関しては、納入者が希望しても受入れていない。

直近3か年の不納欠損処理の推移は以下のとおりである。

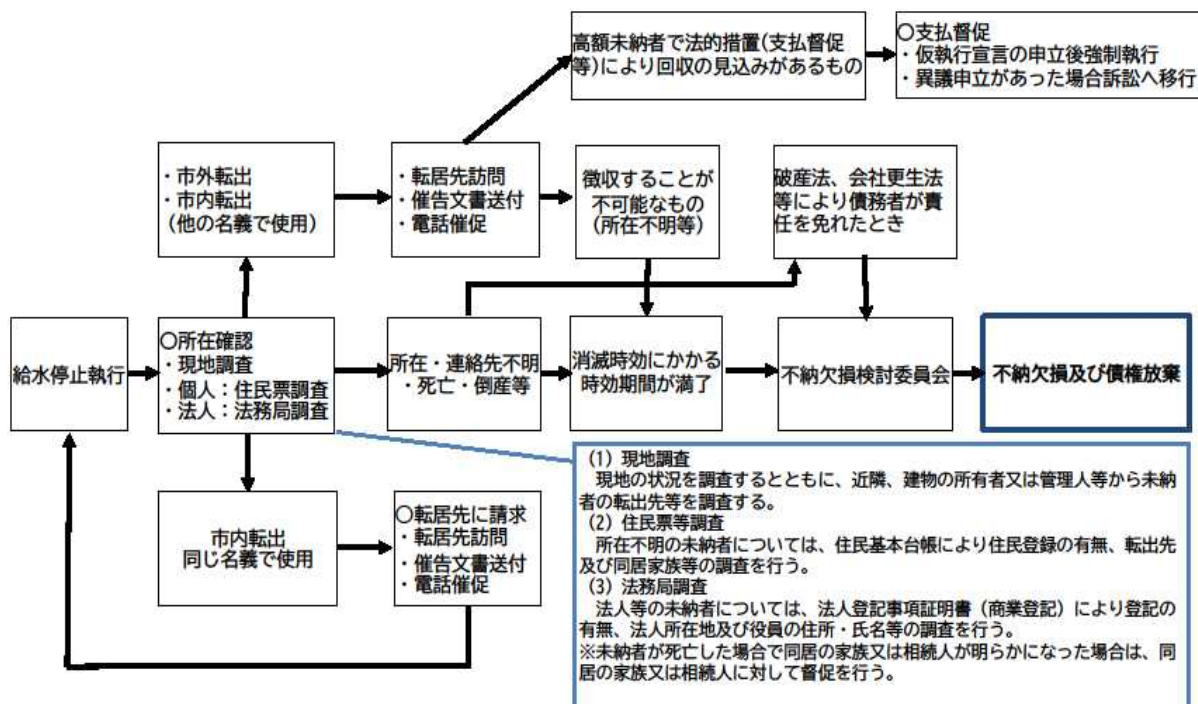
不納理由	令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	件数	比率	金額	比率	件数	比率	金額	比率	件数	比率	金額	比率
行方不明	259	72.96%	1,033,435	63.21%	419	86.39%	3,566,062	74.66%	581	88.57%	4,251,512	56.92%
倒産（破産）	31	8.73%	230,908	14.12%	16	3.30%	65,418	1.37%	23	3.51%	3,046,173	40.78%
死亡	65	18.31%	370,471	22.67%	49	10.10%	242,054	5.07%	52	7.92%	171,549	2.30%
その他					1	0.21%	903,093	18.90%				
合計	355	100.00%	1,634,814	100.00%	485	100.00%	4,776,627	100.00%	656	100.00%	7,469,234	100.00%

滞納整理及び不納欠損処理業務のフローは以下のとおりである。

<滞納整理業務>



○不納欠損の流れ



(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・水道料金収入に関する一連の業務は規定等に則り、適切に実施されているか。
- ・債権管理業務は規定等に則り、適切に実施されているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者から業務の流れに関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	料金徴収担当課にヒアリングを行い、市が作成しているフローに基づいて業務が適切に実施されていることを理解した。 ➢ 滞納債権管理（監査の結果①意見）
市の所管課担当者から入手した資料を閲覧	・料金徴収担当課から入手した資料を閲覧

実施した手続	実施結果
し、業務が法令、条例等に則り、適切になされているかを確認した。	したが、債権管理について民法上とは異なり水道料金の滞納から本来発生する遅延損害金について徴収を行っていない事実を確認した。 ➤ 納入確約書への押印（監査の結果②指摘）

(4) 監査の結果

①時効期間延長に伴う滞納債権管理について【意見】

令和 2 年 4 月 1 日に改正民法が施行され、債権の消滅時効期間が従来の 2 年から 5 年となった。市は、債権管理条例第 15 条第 1 項で債権放棄が可能な場合を定めているが、その第 6 号で「私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。」とされており、令和 2 年 4 月 1 日以降に水道使用契約し発生した債権では、履行期限後履行されていない場合、債権放棄及び不納欠損処理とする年度は、現在の 2 年後から 5 年後になり、滞納債権の件数も増大することが予想される。

納入している利用者との公平性を保つためには、可能な限り徴収することが原則であるが、市及び業務委託先担当者の滞納債権に対する管理コストの増大にも留意が必要と考えられる。

したがって、債権管理条例第 15 条第 1 項の第 4 号では、徴収停止の措置をとった場合にも債権放棄が可能であることを定めており、徴収停止を定める債権管理条例第 12 条第 1 項第 2 号（債務者の所在不明）ないし 3 号（少額債権）に該当する場合には、消滅時効の 5 年を待たず徴収停止とし、債権放棄及び不納欠損処理を可能とするマニュアルの検討整備が望まれる。

債権管理条例（徴収停止）

第 12 条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 略。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

債権管理条例（債権の放棄）

第 15 条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

(1)～(3)略。

(4) 当該非強制徴収債権について第 12 条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(5) 略。

(6) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

②納入確約書への押印等について【指摘】

納入確約書の差入先につき確約書を閲覧した中で、内 1 法人については、住所・社名印のみ押印されていた。他の個人先については署名捺印がされており公平性に欠けると考えられる。したがって、当該法人についても、代表者印の押印の追加、あるいは個人先と同様に代表者の署名捺印した確約書を入手する必要があるものとする。

第 8 項 その他

1 情報セキュリティ

(1) 概要

①情報システム等における情報セキュリティについて

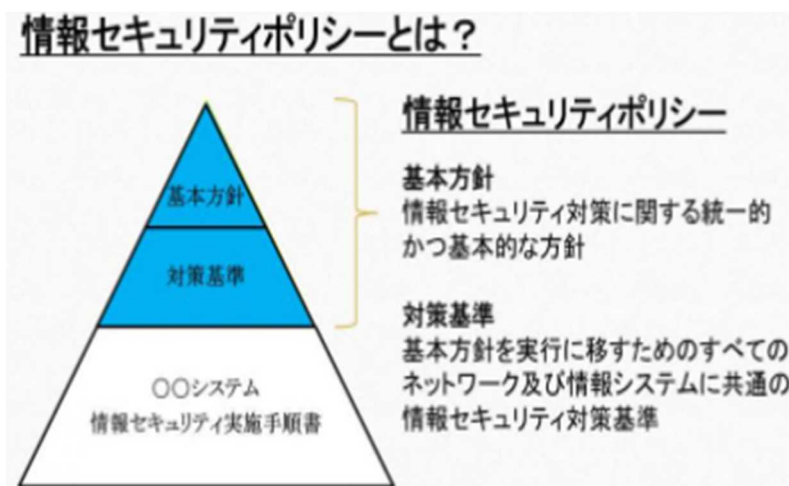
情報システム等は、自然災害、機器の故障、不正行為、操作ミス等により、破壊、改竄又は消去されてしまう可能性があり、その安全性及び信頼性を確保する見地から、情報セキュリティ対策が重要となってくる。

福島市の情報セキュリティに関連する規則として、「福島市情報セキュリティポリシー」があり、「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキュリティ対策基準」から構成される。

前者は、情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針であり、後者は、「情報セキュリティ基本方針」を実行に移すためのすべてのネットワーク及び情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準である。「情報セキュリティ対策基準」は、対象範囲、情報資産の分類と管理、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティ、運用の項目から構成されている。

情報セキュリティに関連する規則に基づき、ネットワーク及び情報システムごとに、具体的な情報セキュリティ対策の実施基準として、各所管部署において「情報セキュリティ実施手順書」を策定することとされている。3 者の関係は以下のようにになっているが、「情報セキュリティ実施手順書」は、市の情報セキュリティを確保する観点から非公

開とされている。



市水道局においては、水道料金（下水道料金を含む）システム等があるが、前述の「福島市情報セキュリティポリシー」に基づき、「情報セキュリティ実施手順書」が策定されている。以下では、水道事業の根幹をなし、個人情報も多数有する水道料金システムの情報セキュリティについて記載する。

②水道料金システムの情報セキュリティについて

水道料金システムの管理・運用・保守は、昭和42年に県、市等の出資で設立された（株）福島県中央計算センターが担っており、同社との間で、水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約が締結されている。また、水道料金システムは、当初から市と同社との間で開発されたシステムであり、以来システム改修を図りながら現在に至っている。

水道料金システムに直接関係する情報セキュリティと考えられる主たる項目の状況は、以下のとおりである。

- ・水道料金システムサーバーは、他のシステムサーバーと同様に、局外3階のサーバールームに格納され、入退室管理がされている。
- ・端末機器としてUSBと検針時のハンディターミナルがある。USBは2つのみを使用し、料金係長の鍵のある引出の中で管理されている。また、外部から持込のUSBを使用しても情報の持出しは図れない仕組みとなっている。ハンディターミナルは検針員が検針データの取込みしかできないように設定されている。
- ・ユーザーID及びパスワードは、ユーザー権限設定シートで、局員の異動に合わせ毎年更新管理しており、閲覧権限は、水道総務課料金係、給水課給水装置係・検査係、水道料金等徴収業務委託先である第一環境（株）の担当者等のみに限定され、不要な職員

の閲覧はできない仕様となっている。

・コンピュータ及びネットワークの監視、バックアップや各種管理記録の取得は、業務委託先である（株）福島県中央計算センターが行っており、局は必要に応じて状況を確認している。

（２） 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

・市水道局の「情報処理セキュリティ実施手順書」が「福島市情報セキュリティポリシー」等に則り、適切に策定され、運用されているか。

（３） 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者から業務に関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	情報セキュリティの概要を把握した。 ▶ 情報セキュリティ対策の自己点検（監査の結果②意見）
市の所管課担当者から入手した資料を閲覧し、「福島市情報セキュリティポリシー」等に則り、適切に策定され、運用されているかを確認した。	情報セキュリティポリシーに沿った運用がされていることを確認した。 ▶ 情報セキュリティ実施手順書未作成（監査の結果①指摘） ▶ 業務委託契約の内容（監査の結果③意見）

（４） 監査の結果

①情報セキュリティ実施手順書について【指摘】

現在策定されている市水道局の「情報セキュリティ実施手順書」を閲覧したところ、「１．目的及び適用範囲」の項で、「ただし、水道料金システムについては別に定める。」と規定されているが、市水道局に確認したところ、別に定めてはいないとの回答であった。

現在の市水道局の「情報セキュリティ実施手順書」でも、水道料金システムにも代用可能と考えられるが、今後、市水道局側でも検討し、代用するのであれば、前述の但書の文言を削除する必要があり、また、不十分と考えるのであれば、新たに策定する必要がある。

なお、現在の「情報セキュリティ実施手順書」で代用するにしても、「６．５外部委託に関する管理」の項は、５項目が簡潔に記載されているのみであることから、重要性のある水道料金システムの管理・運用・保守を外部委託している状況にも鑑み、以下の「福

島市情報セキュリティポリシー」中の「情報セキュリティ対策基準」の「7運用（5）の外部委託」を参考に加筆が必要と考える。

(5) 外部委託

ア 業務の外部委託

情報セキュリティ管理者は、業務を外部の事業者へ委託する場合、委託内容に応じた情報セキュリティ対策を確保しなければならない。

イ 契約項目

情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。

- ・ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順書の遵守
- ・ 委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定
- ・ 提供されるサービスレベルの保証
- ・ 従業員に対する教育の実施
- ・ 提供された情報の目的外使用及び受託者以外の者への提供の禁止
- ・ 業務上知り得た情報の守秘義務
- ・ 再委託に関する制限事項の遵守
- ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ・ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- ・ 市による監査、検査
- ・ 市による事故時等の公表
- ・ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

ウ 確認・措置等

情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて指導しなければならない。

②情報セキュリティ対策状況の自己点検について【意見】

「福島市情報セキュリティポリシー」の「10 情報セキュリティ監査及び自己点検」、
「情報セキュリティ対策基準」の7（8）「イ自己点検」、及び現在の市水道局の「情報セキュリティ実施手順書」の「10. 検査、見直し等」で自己点検の項目がある。市水道局の「情報セキュリティ実施手順書」の記載では、「情報システム管理者は、この手順に基づき定められた事項に対し、適正な運用管理等が行われているかどうか検査することができる」とされており、必ずしも義務ではなく必要な場合に実施することになるが、市水道局では過去実施した記録は残っていない。

情報セキュリティ対策状況に係る自己点検は、「情報セキュリティに係る実施手順書」に従っていることを確かめるためだけではなく、各所管部署における情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、その見直しを行うために必要な対応であるとも考えら

れる。

したがって、市水道局においても、少なくとも、特に重要と考えられる水道料金システムに関しては、外部委託部分も含め自己点検を行うことが望まれる。

③業務委託契約書の内容について【意見】

前述したように、市は（株）福島県中央計算センターと水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約を締結している。その契約書及び仕様書を通して、「福島市情報セキュリティポリシー」の「情報セキュリティ対策基準」「7運用（5）外部委託イ契約項目」の各項目はおおむね含まれていると考えられるが、項目中の「情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順書の遵守」についての記載はない。

当該項目は情報セキュリティ遵守の包括的事項であり、記載があれば、受託者側に各種の違反・事故等が発生した場合、その責任対応が可能となると考えられ、今後契約書の中に盛り込むことが望まれる。